

令和 7 年 第 6 回 定例会
(1 日目)

津別町議会議録

令和 7 年第 6 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和 7 年 9 月 3 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和 7 年 9 月 17 日 午前 10 時 00 分

延会日時 令和 7 年 9 月 17 日 午後 4 時 41 分

議 長 鹿 中 順 一

副議長 渡 邊 直 樹

議員の応招、出席状況

議席番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	巴 光 政	○	○	6	佐 藤 久 哉	○	○
2	篠 原 眞稚子	○	○	7	高 橋 剛	○	○
3	細 川 博 行	○	○	8	小 林 教 行	○	○
4	山 内 彬	○	○	9	渡 邊 直 樹	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職　　名	氏　　名	出欠	職　　名	氏　　名	出欠
町　　長	佐藤多一	○	監　　査　委　員	藤村　勝	○
教　　育　長	近野　幸彦	○	選　　挙　管　理　委　員　會　委　員　長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任又は嘱託

職　　名	氏　　名	出欠	職　　名	氏　　名	出欠
副　　町　長	伊藤泰広	○	生涯学習課長	谷口正樹	○
総　　務　課　長	森井研児	○	生涯学習課長補佐	坂井隆介	○
総　　務　課　長　補　佐	高橋洋行	○	監査委員事務局長	斎藤尚幸	○
住　　民企画課　長	迫田久	○	監査委員事務局次長	松木紀幸	○
住　　民企画課　参　事	加藤端陽	○			
税　　務　財　政　課　長	菅原文人	○			
税　　務　財　政　課　長　補　佐	小西美和子	○			
保　　健　福　祉　課　長	仁部真由美	○			
保　　健　福　祉　課　長　補　佐	兼平昌明	○			
保　　健　福　祉　課　主　幹	向平亮子	○			
保　　健　福　祉　課　主　幹	丸尾美佐	○			
産　　業　振　興　課　長	石川勝己	○			
産　　業　振　興　課　長　補　佐	渡辺新	○			
建　　設　課　長	中橋正典	○			
建　　設　課　長　補　佐	土田直美	○			
会　　計　管　理　者	丸尾達也	○			
庶　　務　係　長	成田ゆかり	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職　　名	氏　　名	出欠	職　　名	氏　　名	出欠
事　　務　局　長	斎藤尚幸	○	総　　務　係	松嶋祥己	○
総　　務　係　長	寺田好	○			

会議に付した事件

日程	区分	番号	件名	顛末
1			会議録署名議員の指名	4番 山内 彬 5番 山田 英孝
2			会期の決定	自 9月17日 3日間 至 9月19日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5			一般質問	
6	同意	5	津別町教育委員会委員の任命について	
7	諮詢	1	人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求ることについて	
8	議案	40	津別町職員の育児休業等に関する条例及び津別町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	41	津別町簡易水道事業給水条例及び津別町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	42	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	
11	〃	43	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	
12	〃	44	北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更について	
13	〃	45	令和7年度津別町一般会計補正予算（第3号）について	
14	〃	46	令和7年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
15	議案	47	令和7年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	
16	〃	48	令和7年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	
17	〃	49	令和7年度津別町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について	
18	〃	50	令和7年度津別町下水道事業会計補正予算（第2号）について	
19	認定	1	令和6年度津別町一般会計決算の認定について	
20	〃	2	令和6年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
21	〃	3	令和6年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	
22	〃	4	令和6年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について	
23	〃	5	令和6年度津別町簡易水道事業会計剩余金の処分及び決算の認定について	
24	〃	6	令和6年度津別町下水道事業会計決算の認定について	
25	報告	7	令和6年度財政健全化判断比率の報告について	
26	〃	8	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の報告について	
27	〃	9	株式会社相生振興公社の経営状況について	
28	〃	10	北海道つべつまちづくり株式会社の経営状況について	
29	〃	11	例月出納検査の報告について（令和6年度5月分、令和7年度5月分、6月分、7月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから、令和 7 年第 6 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

4 番 山 内 彬 君 5 番 山 田 英 孝 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 19 日までの 3 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 9 月 19 日までの 3 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（齊藤尚幸君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付しております日程表のとおりであります。

本定例会に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりでありますが、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことを了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付している報告書のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から、行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] おはようございます。

本日ここに第6回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第5回臨時会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、簡易水道事業に係る地方公営企業決算状況調査の報告誤りについてですが、「財界さっぽろ」9月号に「北海道内市町村上・下水道老朽化率ワーストランキング」の見出しにて、「上水道老朽化率トップ100」の1位として老朽化率84.0%で津別町が掲載されました。

記事の元となった資料は、総務省において毎年調査している地方公営企業決算状況調査の結果として公表している令和5年度分の経営指標算出データによるものであり、町内の導水管、送水管、配水管の合計延長が約125キロメートルで、このうち耐用年数40年を超えたものが約105キロメートルであったことから、老朽化率が84.0%になっておりました。このため、担当課において確認したところ、耐用年数を超えた配水

管の数値に誤りがあることが判明いたしました。耐用年数を超えた配水管延長の公表値は 95.01 キロメートルでしたが、正しくは 28.20 キロメートルであり、老朽化率は 30.88% で、記事の中の順位では 47 位となります。

原因につきましては、平成 29 年度に上水道事業会計と簡易水道事業特別会計を統合した際に一部耐用年数を誤り、以降誤ったまま決算状況調査の報告をしていました。

このような報道がされましたことにお詫びを申し上げますとともに、今後とも老朽管更新計画に基づき順次整備を行っていく所存であります。

町民の皆さんにご心配をおかけし、大変申し訳ありませんでした。

次に、ふるさと納税についてであります。令和 7 年度 8 月末現在の寄附状況は、2,131 件、2,912 万 8,000 円で、前年同月比件数で 1,290 件、253.3% の増、金額で 1,503 万 8,000 円、206.7% の増となっております。

増加の要因としましては、人気返礼品の数量確保と先行予約を実施し、ポータルサイト掲載画像の見直しと返礼品数を増やし、掲載するポータルサイトを追加したことが挙げられます。

返礼品数においては、4 月から約 50 品目追加し、現在約 250 品目となっておりますが、今後とも返礼品事業者と連携し、品数の増加を図ってまいります。また、ポータルサイトについては、1 サイト追加し、現在 6 サイトに掲載しておりますが、今後さらに 2 サイトの追加を予定しており、公開準備ができ次第、順次返礼品の掲載を行ってまいります。

ふるさと納税額 1 億円を目指として、現在、各種取り組みを実施しており、今後につきましても、皆さまのご協力とご支援をいただきながら事業を推進してまいる所存であります。

次に、浦安 D-R o c k s の来町についてであります。8 月 31 日から 9 月 5 日までの 6 日間、ラグビーチーム「浦安 D-R o c k s (旧 NTT コム)」が 7 年ぶりに本町での合宿を実施しました。今回の合宿には、選手 51 名、スタッフ 26 名に加え、チームの社長も来町され、総勢約 80 名が参加されました。宿泊は牧場の宿「G Y U G Y U-T T O」を拠点に、町内の豊かな自然環境のもとで合宿練習が行われました。

9月3日には小学校を訪問し、児童を対象としたラグビークリニックを実施し、子どもたちがトップレベルの選手から指導を受ける貴重な機会を設けていただきました。また、チームビルディングの一環として町内各所にチェックポイントを設け、自転車で巡りながら、本町の自然や街並みに触れるとともに、この日の夕食は3グループに分かれ、町内飲食店を利用されるなど、地域経済にも大きく貢献していただきました。

スポーツ合宿は、町への経済的効果にとどまらず、教育的効果や地域の魅力創出にもつながる有意義な取り組みであり、今後とも引き続き、本町の資源を生かしたスポーツ合宿の誘致に努めてまいります。

次に、お買い物割引券発行事業についてであります、4月1日から8月31日を利用期間とした第11弾の結果につきましては、現在集計中ですが、9月8日現在、利用枚数は9万5,614枚、金額にして2,868万4,000円であり、利用率は95.7%となっております。

この取り組みは、国の令和6年度重点支援地方交付金を活用したものですが、今後も国の施策と連動させ、町民の生活に係る負担軽減と町内商工業の振興に努めてまいります。

次に、高齢者に対するお祝いについてであります、9月9日に後藤政市様が100歳の誕生日を迎えられましたことから、今後とも益々のご健勝お願い、記念品を贈り祝意を表したところです。

次に、農作物の状況についてですが、小麦については6月の少雨の影響により細麦傾向が強まったことにより、平年より1週間以上早く成熟を迎えました。このため、収穫作業を繰り上げて実施しましたが、収量は平年を下回る結果となりました。

玉ネギや馬鈴しょも小麦と同様に、肥大期に高温と少雨が続き、小玉傾向となっており、収量は平年を大きく下回る見込みとなっています。昨年、全道的に大きな被害が出たてん菜の褐斑病については、生産者の努力により現在のところ防除が図られていますが、一部で葉の変色が見られ、油断のできない状況となっています。

その他の作物では、一部豆類など過去最高の収量が見込まれるものもありますが、全体的には平年より1週間程度早い収穫期となっており、収量への影響を注視しているところです。

今後、収穫作業が最盛期を迎えるにあたり、作業中の事故防止に向け、関係機関とさらなる連携により適切な指導を行ってまいります。

次に、建設工事等の発注状況についてであります、9月10日現在、一般土木工事関係については、町道350号線舗装補修工事ほか19件、2億6,678万9,000円(75.7%)。

一般建築工事関係については、豊永団地内部改修工事ほか15件、2億788万6,000円(97.1%)。

簡易水道・下水道工事関係については、町道3号線配水管布設工事ほか8件、2億6,873万円(100%)。

設計等委託業務関係については、木質バイオマスエネルギーセンター基本設計ほか22件、1億6,501万9,000円(95.6%)であり、令和7年度予算分について総額9億842万4,000円で90.2%の発注率となっております。

なお、今議会におきまして、人事案件、条例制定、補正予算等の議案を提出いたしましたので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

○議長（鹿中順一君）　ただいまの行政報告に対し、質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　以上で、行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君）　日程第5、一般質問を行います。

質問および答弁は一問一答方式にて行います。

一般質問の進め方については、質問者は前列中央の質問者席で、答弁者は自席で行うこととします。

質問事項が複数ある場合は、一つの質問事項が完結し、次の質間に移る場合は次の質間に移る旨の発言をお願いします。

次の質間に移った場合、先の質問には戻れませんのでご了承願います。

質問時間は答弁を含め60分以内とし、反問権の行使があった場合は、反問の時間も

含めて90分以内とします。

通告の順に従って順次質問を許します。

9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君）〔登壇〕ただいま、議長より発言のお許しをいただきましたので、先に通告しています一般質問をさせていただきます。

1点目ですが、「ふるさと教育」についてであります。

教育長は令和7年度の教育行政方針の教育目標で、「緑の大地津別を愛し、自らを高め、活力と思いやりに満ちた町民に」を目指し教育環境の整備に努めるとし、「ふるさと教育の充実」につながる総合的な学習の時間などを中心として、津別ならではの地域学習を体系化し、児童・生徒が豊かな自然や産業に触れ、生の体験を得ることにより「ふるさと」への理解を深め、愛着と誇りに思う気持ちを育んでまいりたいと述べています。

そこで、津別町の開拓から現在までの「歴史的教育」、地域課題の認識や解決に向けた「地域課題教育」の取り組みを含めて「ふるさと教育」の現状についてお伺いしたいと思います。

1点目ですが、小・中学校における「ふるさと教育」の始まりはいつごろ、どのような経緯で行われたのか。

2点目ですが、先人の津別開拓から各地域の広がり、時代背景など「歴史的教育」はどのように行われているのか。

3点目ですが、人口減少や、産業の縮小、若者の担い手不足など、現代における「地域課題教育」はどのように行われているのか。

4点目ですが、副読本「つべつ」の活用は、今までどのような「移り変わり」で行われてきたのか。

5点目ですが、「ふるさと教育」は、どのような成果を期待して行われているのか。

また、関連しまして「家庭教育」で望まれることは、についてお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 渡邊君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（近野幸彦君） 「ふるさと教育」について答弁いたします。

はじめに、小・中学校における「ふるさと教育」の始まりについてですが、国における「ふるさと教育」は、文部科学省が人間としてのよりよい生き方を求めて昭和61年から取り組んでいた「心の教育」の充実・発展を目指したものであり、平成5年度より学校教育共通実践課題として位置づけられ、全国の学校で取り組まれるようになりました。その教育的なねらいとしては、「ふるさとの良さの発見」「ふるさとへの愛着心の醸成」「ふるさとに生きる意欲の喚起」を目指したものでした。

津別町においては、社会科副読本「つべつ」等において、津別町の自然が暮らし、産業、歴史などを学んでおりましたが、より古くは、「郷土学習」等と呼ばれ、各学校や教員の裁量で実施されていたものと考えられます。「ふるさと教育」の本格的な導入につきましては、平成10年改訂、平成14年本格実施の学習指導要領において新設された「総合的な学習の時間」の枠組みに基づき、制度的に位置づけられて以降であり、津別町としてもこの間、その後の学習指導要領の改訂内容を踏まえつつ、適宜見直しを図りながら取り組んできたところです。

次に、「歴史的教育」についてですが、小学校においては、社会科副読本を活用し、3年生では、「さぐってみよう昔のくらし」、4年生では、「昔から今へとつづくまちづくり」という単元で、昔の暮らしや歴史などについて学んでおります。中学校においては、学習単元として取り扱っておりませんが、さまざまな体験活動の中で講師からお話をいただき、考える場面はあります。

次に、「地域課題教育」についてですが、社会科副読本の活用や総合的な学習の時間でのさまざまな体験活動を通じて、町内の産業について学ぶ機会があり、講師の方々から苦労や課題についてお話しいただくなど地域課題に触れ、解決策などを思考する機会はありますが、具体的に人口減少や産業の縮小、若者の担い手不足といった内容に深く切り込むものにはなっておりません。

次に、社会科副読本「つべつ」の活用の「移り変わり」についてですが、昭和55年に改訂された学習指導要領では、社会科において地域に根差した学習が強調され、特に小学3・4年生では、児童が自分の住む地域についての理解を深めることが求めら

れ、全国共通の教科書だけでは、地域の実情に即した学習が困難となったことから、地域の歴史、産業、文化などを扱う社会科副読本が必要とされました。津別町においては、昭和57年に社会科副読本「つべつ」が発刊され、以後、学習指導要領の改訂や教科書の改訂等にあわせ順次改訂しながら活用されております。

次に、「ふるさと教育」に期待する成果ですが、子どもたちが地域の自然、歴史、文化、産業などに触れるさまざまな探求活動や体験学習を通して、自分たちの「ふるさと」のよさを再認識し、愛着と誇りを持つ心を育み、そして、こうした学びを通して、子どもたちがみずから考え、行動する力を身に着け、主体的に未来を切り開く力を育むことを期待しております。これらの経験は、将来、子どもたちが町外、道外に進学、就職したとしても、ふるさと津別を大切に思う心を持ち続けてくれることにつながると考えております。

「ふるさと教育」において「家庭教育」に望むことについてですが、教育の基本は家庭教育だと思いますので、まずは、家庭が土台となって、学校教育や社会教育で学んだこと、またはふるさとの良さを家庭で共有、共感することが大切ではないかと考えております。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） [登壇] それでは、再質問させていただきます。

「ふるさと教育」の始まりについてのところからであります、「ふるさと教育」において、地域との関わりも必要に感じています。その答えは答弁書の中にも一部記載されているかと思うのですが、現在行われているコミュニティ・スクールと「ふるさと教育」の関連性についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 今、コミュニティ・スクールの部分で教育専門員がCSコーディネーターということで小・中学校を出入りしておりますけれども、小・中学校の総合の学習の部分の体験活動自体が、そのCSコーディネーターがある程度コーディネートして、教員と調整しながら、町の企業や団体の中に入りながら、協力をいただいて、そういういろいろな「ふるさと教育」につながる体験活動等を実施しているので、そこの内容をCSの会議の中でもお話をさせていただきながら意見をいた

だいて、次につなげていっているという中で進めている状況です。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） [登壇] それでは、歴史的教育についてお伺いしたいと思います。

歴史教育は、津別町の文化や理解を深めるに留まらず、自分自身のルーツやアイデンティティ、いわゆる自分らしさにつながる教育活動であると私は考えています。教育長は、歴史教育を学ぶ意義についてどのように考えているのかお聞きしたいと思います

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 当然、小・中学校の授業でも歴史の勉強がありますし、自分たちのルーツとか、町のことについて学ぶということは大切なことだと考えております。

今、先ほども答弁しましたとおり、小学校3・4年の部分から始まって、その副読本等で町の歴史等について少し学ぶところもありますけれども、基本的に学校の教員が町外から来ているとか、津別出身ではないので、子どもと先生とが一緒になって勉強しているという状態だとは思いますけれども、それぞれの社会科とかいろいろな総合の時間とかいろいろな中で、その歴史を学ぶ機会は非常に重要だと考えています。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） [登壇] それでは移りまして、地域課題教育についてに移りたいと思います。

地域課題教育は、子どもたち自身が課題と向き合い、解決策を探求する学びの活動であり、子どもたちと社会のつながりを深め、主体性の育成、地域への関心の向上を育む効果が期待できると私は考えています。答弁の中には、あまり切り込んだ教育にはなっていないと、この部分はありましたが、教育長自身は地域課題教育にどのような効果を期待されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 今の部分の人口減少とか、産業の縮小、若者の担い手不足という部分は、津別町だけの問題ではなくて全国的な課題でもありますし、こういつ

た地域「ふるさと教育」ではなくても、授業の中でも取り扱われている部分はあると思うんですけど、具体的に、うちの町のこととなると、そこまで切り込んでいないという答弁をさせていただいていて、全国的な課題として、それぞれ社会科等で学んでいるということだと思います。みずからのこととして捉えられるような授業展開ができればいいかなと思っています。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） [登壇] それでは、副読本「つべつ」の活用についてお伺いしたいと思います。

現在、副読本「つべつ」についての説明は大まかに答弁書でしたが、副読本「つべつ」について、どれぐらいの期間、時間という言い方もあるかもしれません、どのように活用されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 副読本については、小学校3年生、4年生で活用しているんですけど、その中で授業中の間ずっと使っているというわけでもなく、毎回使っているというわけでもなく、学校としても時間的にどれぐらい使っているという統計的にとっているものもないで、先生とかいろいろなことによって使う時間の差が出てくると思いますし、時間的にはちょっとわからないというのが現状です。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） [登壇] 答弁書の中に、副読本の作成の移り変わりがありまして、具体的にここで取り上げると昭和57年に発刊されたという話があって、私も思い返すと、ちょうど9歳になって、おそらく2年生ぐらいだったので、ちょうど出来上がって数年後ぐらいに4・5年生とか3・4年生ということですから、その期間に学んだのかなと。いろんなその中で、途切れ途切れ記憶にあります。開拓の歴史であるとか、そういう方の名前なども一部記憶に残っています。

副読本の改訂や、見直しの期間についてお伺いしたいと思います。

その部分については、どのような規定なりルールがあるのか。例えば具体的に、例えば1985年に津別においては国鉄の廃線がありました。また2000年の前ですが、平成11年ごろには地方自治体での平成の大合併などということがありまして、津別町も

自主自立を選択するなど、現在の津別町に大きな影響を与えた歴史的事柄についてもこの間進んでいるかと思いますが、その部分、この副読本「つべつ」などについて改訂も含めてどのような考え方であるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） ちょっと持ってきたんですけど、多分これだったと思うんです。昭和57年に出で、これが初版本ですけど、なぜか2冊目も第1版みたいな感じだったので、今10版目になっているんですけど、11冊今までに出ています。最後、今できたのがこの形であります。最初のころは町内に先生たちがたくさんいまして、学校も6校、7校あったので、その中で編集委員会、編さん委員会の先生に出てきてもらって、20人ぐらいの編さん委員会の中で、中身も全部先生たちが考えながらつくって、教員の指導書みたいなものも最初のころはつくっていて、充実していたんですけど、今ご存知のとおり1校しかなくて、先生の中でそこまで手が回らないというのが現実で、第8版ぐらいまでは少し、ある程度、先生たちがつくってくれていたんですけど、前回、今10版ですから、9版の時にはちょっと厳しくなっていて、学校の先生とちょっと調整しながら教育委員会が中心に印刷屋さんにお願いしてという形になって、今回は、10版目はいよいよ学校も厳しくなって、一応小学校の担当という先生はいて、その担当と、うちの学校教育と協議しながら、いろいろな編集自体はまちづくり会社のデザインをやる人がいますので、その方に委託したという形で今回は出来上がっています。

全国的には10年に一度ぐらいが一番多いパターンですが、うちは、これまで昭和57年から11冊出ているので、4・5年ぐらいでは変えてきてているので、多いほうかなとは思っておりますが、内容的には、このページ数的には全部を網羅して百二十数ページという内容なので、今の具体的な事柄を載せるという形にはならなくて、一般的な内容のものになっていて、今、言われたような国鉄のことであるとか、町の合併であるとか、そういうことの部分についてはなかなか触れるのは厳しい状態になっているというのが現実であります。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） [登壇] 歴史的教育という意味合いもたくさん解釈があろ

うかと思います。今言ったご苦労も確かにあろうかと思います。ただ教育という名に
関して言うべきかどうかわかりませんが、やはり津別の歴史というものを後進に伝え
ていく中で、一定の役割があろうかなと思いますので、やっぱりその改訂には、ぜひ
教育委員会が中心になって、単純なもちろん言葉の中での委託というだけではないの
は承知の上ですが、やはり内容の充実ですとか、やはり今、私が言ったような、これ
は私の世代というか私自信の感覚で言う津別の大きな出来事ですが、そういうものが
日々これから例えばまちなか再生のことですとか、そういうことも時代背景的にこれ
から歴史ですから積み重なっていくと思いますので、そういうことをやはり少し要点
にまとめて、これから子どもたちに伝えていっていただきたいと思います。

その上で副読本の活用について、もう少し深掘りしたいと思うんですが。この副読
本を活用して、今、「ふるさと教育」を中心に行われている、体験教育は別としてです
が行われていますが、子どもたちの「ふるさと教育」ということについての学習評価
はどのように判定されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） その前のお話のところからお話をすると、内容の充実という
部分で、ちょっと今回初めてまちづくり会社に委託しながらやったという部分で、な
かなかお互いに不慣れな部分もあって、少し内容が決め切れていたかった部分もあり
ますので、この反省を次回に生かして、今言われたような町の重大な歴史的な部分に
ついては少し入れるような形になればいいなと思っています。

それから、子どもたちの学習の評価というものは、それは計り知れないというか、
とったこともなく、聞いたこともないのでわからないというのが現状です。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） [登壇] 副読本ですが、一応、学校教育として授業の時間
に使って、それをどういう形で評価するかというのは、いわゆる後づけの話なのか、
教科としてそういうものを授業の時間を割いてやる部分で、いわゆるテスト的にやる
のかというような聞き方だったんですが、絵本やなんかもそうだと思うんですよね。
自分の子どもに読み聞かせしながら、だけど大人が見てもわかる部分があると。いろ
んな解釈ができる部分があると。私、ちょっと副読本について今回「ふるさと教育」

の中でちょっと発想があったんですが、やっぱりそういうものを見返してみたときに、大人が見ても、子どもで学んだこともそうですが、大人が見ても今言ったように津別の歴史的なそういう出来事や内容が含まれていて、また再度、その社会教育という大きな位置づけで言うべきではないかもしれません、そういうことができるのかなと。こういう副読本をつくることによって、子どもの学習だけじゃなく、大人になってからもそういうのを読み返して、こういうことがあったなという一つの津別町の中の歴史的価値があるのかなというふうに、私は副読本については思っています。なので教育委員会がある程度、先生も今、学校がこういう状態ですから、各地にあった学校が今は津別にしかない、町の中にしかないということで難しいんだと思いませんが、ぜひそういうところを教育委員会のほうも少し胸の中において、次回の作成に取り組んでいただきたいというふうに思います。

一つ提案というか発想ですが、例えば全国各地では、秋田とか、京都とか、大阪ですとか、地域の歴史や文化、観光や自然などを地域固有の知識を深め、認定する試験、いわゆる「ふるさと検定」というものを設けています。これ調べればあまたあるんですが、学校教育や社会教育の取り組みに、今の私の前段の話も含めてこういうものを生かしていくという考え方方が私の中ではちょっと思いつくのですが、今、突飛な発言ですが、教育委員会として、これを聞いてどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 最初のほうの部分の答弁でいくと、そもそも社会科副読本を子どもたちに渡して、これはどうなのとか、何とかというとかそういうことじゃなくて、授業の活用にしか使っていないので、そもそも評価するというところになっていないというのと、先生からしてもその部分で、これどうなるかという結果的な部分で聞いていないので、その部分はちょっと副読本の子どもたちに聞くのはどうかと思うんですけど、教員たちからはちょっと評価の部分について聞きながら次の参考にしたいとは思います。

それから、「ふるさと検定」という部分で、全国に歴史あるいはいろいろな場所があって、いいことだなとは思うんですけど、ちょっと津別町的には厳しいのかなと思います。この部分でやるのでしたら、やっぱり今の学校教育の体験の部分とか、社会教育のい

いろいろな「アソビバ！つべつ」の部分とか、いろいろな部分もありますので、その部分をなるべく充実、強化し、いいものにしていきながらというほうが私としては優先かなと思っています。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） [登壇] 私も発想としては、勉強というカテゴリーよりも、やっぱりそういう地域を学ぶということは難しいことじゃなくて、楽しい遊びの中のそういう一つとして取り上げてほしいという意味で、今言った「ふるさと検定」という言葉を出した意味で、これをあえて形にするかどうかということよりも、そういうふうに遊びの感覚で地域のことを学べるような、そういう工夫というか、アイディアがあればいいかなという意味でございました。

それでは、5点目の最後の成果や期待について質問させていただきます。

地域を理解して愛着や誇りを育み、みずから課題を見つけ、解決する力を養い、生きる力を育むことを目指してほしいと私は思います。「ふるさと教育」ですから「教育」とつきますから、教育とは、教え育てる事という意味だと、私は端的にこの言葉の意味を捉えますが、そこから自ら学びの道への発展、進化へつなげていただきたいというふうに私は考えます。

教育長は答弁の中にも学びという発言がありましたが、この学びについて、どのような定義や考えがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 学びの定義はあまりにも幅広くて、ちょっと答えようがないところでありますけれども、今の「ふるさと教育」の部分でいきますと、今、それぞれ答弁したように、いろいろなふるさとにおいて、いろいろな体験をしてもらって、津別町においては、こども園の時からいろいろな体験があって、小・中もいろいろな体験があって、小学生には「アソビバ！つべつ」みたいないろいろなほかの町よりも素晴らしい取り組みもあったり、高校では、また「つべつ学」というものがあって、素晴らしい取り組みをしてくれていて、それらはもう本当にいろんな取り組みが行われていると。津別ならではの「ふるさと教育」の部分の学びと考えると、そういった部分をさらに続けていきたいなということしかないと。学びというのはちょっと範囲

が広過ぎて答弁のしようがないというか、どう答えたらいいかわからないところです。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） [登壇] 私としては、なぞなぞのような話ではないんですが、以前の教育長にもちょっと質問したことがあるんですが、いわゆる教育委員会、教育長的には学校教育と社会教育という二つのカテゴリーがあるかと思うんですが、その部分で学校教育ということにかじを取れば、やっぱりそこで教育ということを行い、その中から学びを得てもらうということがあると思うんです。その教育というのは今私が言ったように、大人が子どもに対して与えて、そこで教えるという行為が中心であるかと思うんですが、学びということに関して言えば、そこから発展して、私は自分自身の子どもたちが好奇心や、その自分の中の問い合わせを探求し、自分で成長しながら課題を見つけていくというふうに考えます。

最後になりますが、今回、「ふるさと教育」という質問をいたしましたが、私自身は、過去P T Aなどの活動を通じて、多くの保護者の方にご家庭ではお子さんから学校の出来事にぜひ耳を傾けていただきたいと、そこで将来の夢ですとか、職業の希望ですか、日常的な会話をぜひ家庭の中で取り入れていただきたいと伝えてきました。それは学業成績が中心になりがちな学校の進路選択の中で、子ども自身の選択を尊重しながらも、保護者の知見が加わって導き出す最良を選択してほしいからであります。

「ふるさと教育」を学んだ子どもたちの多くが、津別に愛情を持ち、津別町のこれからを主体的に考える、そんな未来に私は期待しているんですが、最後に教育長から一言、「ふるさと教育」についてお聞きして終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 先ほども話したとおり、「ふるさと教育」いろいろな体験、小・中・高、「アソビバ！つべつ」でもいろいろな体験をうちの町でも行っておりますけども、その中で多くのことと子どもたちが学んでいるなというふうに思っております。

その中で、先ほども話したとおり、町内に戻っててくれる人は少ないわけですが、津別町を好きであるとか、先ほど議員が言われたとおり津別に愛情をもって考えててくれる、そういう大きな意味で、自然とか体験とかそういうことじゃなくても、

例えば津別に親がいるとか、友達がいるとか、何かわからないけど帰ってみたいなどか、そういう感覚的には何となくちょっとたまにふるさとに帰ってみたいなど、そういうふうな思いが持ってもらえるような経験というか体験も含めて、なってもらえばなというのが、この「ふるさと教育」の結果のものというか、その本当に具体的なものではなくて、そういう感覚をもってもらいたいなというのが私の希望です。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） [登壇] それでは、2点目の項目に移らせていただきます。

2点目は、津別への就業を目指す進学・資格取得への支援についてであります。

町長は、令和7年度の町政方針において、「介護福祉人材の確保、労働力不足や担い手確保の取り組み、各産業における人材確保と若者の生活安定支援に取り組んでいきます」と述べています。

一方、就業に際しての支援は「介護保険施設従事者就業支援」、「林業従事者就業支援事業」、「奨学金返還支援事業」等行われています。

本町では小学校から、今話しました「ふるさと教育」を行っており、町への愛着や誇りを育んだ学生の、将来に介護や農業等の各産業の担い手や後継者などとして、本町での就業、いわゆるUターンを目指した進学や資格取得に向けた取り組みに対して支援を広げることで、学びの連続性や自治体維持に向けた世代の継続性にもつながると私は考えています。

そこで、次の点についてお伺いしたいと思います。

1点目です。これまでの「就業支援制度」の取り組みは、どのように評価しているのか。

2点目、「ふるさと教育」に期待することは。

3点目、「Uターン就業」を目指す学生へ、新たな支援策の検討はできないか。

4点目です。対象を絞り「Uターン就職」に向けた、次のような支援の検討はできないかです。

一つ目は、外国人介護福祉人材育成支援を行っていますが、町内から介護福祉人材を目指し資格取得で「Uターン就職」を目指す学生への支援。

二つ目、町内から林産業で「Uターン就職」を希望する学生に、「林業大学校」への

進学支援。

三つ目ですが、農業、商工業などの就業や、事業継承を目的とした各種専門分野への進学、資格取得に対する支援の検討についてお聞きします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは私のほうから、津別町への就業を目指す進学・資格取得への支援についてお答え申し上げます。

はじめに、これまで「就業支援制度」の取り組みと評価についてですが、本町の就業支援事業は、人材確保と若者の生活安定を目的とした「奨学金返還支援事業」、介護分野の人材不足解消を目的とした「介護保険施設従事者就業支援事業」、林業分野の人材不足解消を主に定住を促すことを目的とした「林業従事者就業支援事業」、東京圏からの移住者を呼び込み、町内での雇用の創出を目的とした「U I J ターン新規就業支援事業」、若者の雇用を促進し、町内企業の活性化を図ることを目的とした「小規模事業者若者雇用促進助成事業」、町内での起業を促し、新たな産業と雇用の創出を目的とした「起業等振興促進助成事業」、津別町農業の維持・発展を目的とした「農業新規参入者誘致事業」など多くの予算をかけた支援事業を実施しているところです。これらはいずれも有効に活用されており、一定の成果が上がっていると評価しておりますが、物価高騰が続く中、今後は財源の確保をしっかりと見定めていく必要があると考えております。

次に、「ふるさと教育」への期待についてですが、先に教育長から答弁しましたとおり、大変有意義なものであると考えており、教育方針に基づき郷土への誇りや愛着が育まれていくことに期待したいと思います。

次に、「Uターン就職」を目指す学生への新たな支援策の検討についてですが、新規の支援策を創設するのではなく、現在の制度を有効に活用していただきたいと考えております。

次に、対象を絞った「Uターン就職」の検討についてですが、一つ目の町内から介護福祉人材を目指して資格を取得し「Uターン就職」を目指す学生への支援については、資格を取得するための学校に進学すると思われますので、現行の「奨学金返還支

援事業」を活用することにより、実質的な支援になるものと考えております。

二つ目の「林業大学校」への進学支援についてですが、令和6年3月定例会において山田議員から森林環境譲与税を活用しての町独自の入学支援金の給付についてご質問を受けたところです。これに対し、林業大学校北森カレッジの学生の就学支援を目的として設立された北海道林業・木材産業人材育成支援協議会に対し、毎年賛助金として10万円を支出しており、また、林業大学校の卒業生に限らず町内の林産業に就職する方に対し、「林業従事者就業支援事業」を行っていることから、林業大学校の学生に積極的に周知し活用を促したいと答弁させていただいたところです。

またあわせまして、今後、林業大学校の学生に特化した支援については、関係企業や団体等からの要望の動きと、他市町村の動き等を踏まえて検討したいと答弁したところですが、そのような事例は聞いておりませんので、現制度の活用を促したいと考えております。

三つ目の農業、商工業などへの就業や、事業継承を目的とした各種専門分野の進学、資格取得に対する支援についてですが、これらにつきましても現在ある多くの支援メニューを有効に活用していただきたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） [登壇] それでは再質問をさせていただきます。

取り組みについての評価についてのところでありますが、支援制度は多岐にわたっています。私も通告文には三つぐらいに絞ってお書きしたのですが、やはりこの質問をするにあたっていろいろ考えたところ、今、町長の答弁にありましたようにU I Jターンも含めてさまざまあるので、書き連ねればこういう形になるのかなというふうに思ったので、通告書のほうは短くした部分でございます。こういうふうに多岐にわたっているという部分は理解した上で、逆に就業支援制度、担当課がさまざま分かれています。効果が一定あると、上がっているという話でしたが、その効果や実績、または支援の額や制度に関わる見直しについて、どのように行われているのか、その課が多岐にわたっているという部分から、また制度が新設される場合、町長は新設は考えていないとおっしゃったんですが、もし例えば今後、新たな制度が新設される場合

のプロセスについてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 個別の実績等々については、あれば担当のほうからも話していただければと思いますけれども、私の記憶の中でもさまざま改正したり、その時々の状況によってあります。例えば最後のほうに書いてあります農業新規参入者誘致事業、これについては当初 1,000 万円の支援でしたけれども、やはり財政状況が非常に苦しくなってまいりまして 500 万円に落とした経過があります。その後、農協等々から要請もさまざまあって、800 万円に戻したという、なかなか 1,000 万円に戻すのにはちょっと非常に財政的に厳しいという状況にあります。

そういう幾つか、そして国の制度として U I J ターンが出てきたりとか、そういういた町独自ではなくて、国が地方を支援するという制度も新たに生まれてきたりもしているところですけれども、今、町のほうでこれ以外に中身の見直しというのは当然必要かというふうに思いますけれども、新規に設立というか制度をつくるということについては正直慎重です。それはご承知のとおり、このところの物価上昇というのはひどく上がっています。米の問題もそうですし、町の庁舎で買うトイレットペーパー一つにしても値上がり等、一つにまとめれば相当な金額になってまいります。そして、また議員のほうからも報酬の検討をしていただきたいということがありまして、それをやるにあたっては、この間、15 年間私や副町長、教育長も含めて、あるいはほかの議員さんの部分も聞いて検討しておりますので、まず 1 回目の審議会が開催されましたけれども、そのところの委員長も含めて少し改定は必要だなという認識はもたれているというふうに感じたところでありますけれども、それがいくらになるのかというのはまだ全く分かりませんし、さまざまなことを考えていくと、来年度の予算編成はちょっときついかなというふうな予測を立てています。

そういった中で、新たなものを新規に次々と、この後も議員さんのご質問の中にいろいろ要望項目というかがありますけども、全部やるといつてどれぐらいかかるのかということも慎重に考えていかないとなりませんので、その辺もぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 9 番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君）　〔登壇〕　大変ご苦労お察しいたします。

私が今回、質問の通告は分けたのですが、話の流れとしてつくっているのは、先に町長に質問しました「ふるさと教育」に期待することはでわかるように、絞るという意味でいうと、今、何でもということができないので、この「ふるさと教育」からという発想からUターンに対する支援の拡充ということを求めているわけであります。

飛びまして、Uターン就業を目指す学生への新たな新設の検討は難しい、できないということなんですが、そこはちょっと工夫しながら話しますが、今回、進学や資格の取得支援については、私は複数の理由から考えています。一つは、先ほど教育長とお話ししました「ふるさと教育」で、津別へ愛着を育んだ学生への応援としての役割です。

二つ目は、就業支援制度、町が今たくさん行われています。その前段の私的には手薄い時期に、ぜひ、その今の「ふるさと教育」の関係もありますが、学びの支援を行う必要があるのではないかと、ここに着目したわけです。

三つ目としましては、この1と2を合わせた言い方になりますが、支援を連続させる。いわゆるその学ぶ部分と、帰ってきた後の就業支援と、この部分を連続させることで就業支援制度より早い時期の支援の提案でありまして、津別町で育った学生に対して就業前の支援から、就業後の支援へと支援がつながり、制度の周知と利用促進の効果が見込まれるのではないかと思うわけです。

私の表現として、ちょっと手薄いという言い方をしましたが、この就業前の学びの部分について、私は支援がちょっと手薄いんじゃないかなと思うんですが、町長はどうにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　私は決して手薄いという認識はもっておりません。むしろ増やしてきていますので、そういうところからすると委員がおっしゃるのは、もっともっとというふうにしか聞こえないわけで、それは打ち出の小槌があるわけではありませんので、やはり財政状況を見ながら、今あるところ、今の制度として持っているところ、これを維持するということも結構大変なことでして、利用がさらに増えてくれば、それだけまたその制度にかけるお金もどこからか工面してこなくちゃなりません

ので、そういったところもぜひご理解いただきたいと思いますし、結構よそと比較しても、対応しているのではないかという認識はもっておりまます。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） [登壇] もっともっとということで、私たち議員は、いろんな方からいろいろな話を町長も含めてそうでしょうけど、お聞きした中で、自分の頭を悩ませながらこういう場に挑んでいます。その結果、これを減らしてくれとか、これは無くしてくれという話にはなかなかならず、やはり、ここをもっと拡充ですか、利用しやすくということは当然、要望という言い方もまた町長からすると、もっともっとなのかもしれません、そういうような言い方になってしまうのは仕方のない立ち位置なのかなと思いながら質問を続けさせていただきたいと思います。

町長は、町民や、いわゆる身近な方で、津別町で就職を目指した進学などについて、その声をお聞きしたことはあるのか、お聞きされているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 全部一人一人聞いたわけではありませんけれども、例えば津別高校からどういう例ええば国立、私立の大学、あるいは専門学校だとか、それから公務員になられた方、そして民間企業に就職された方、どういった所に行ったのかというのは、それは一覧表として持っていますので、その後その人たちがどういう人生をその先歩んでおられるのかというのは、そこまではつかみ切れておりませんけれども、傾向としてはこういうことがあるんだなというのは承知しているつもりであります。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） [登壇] 私もいろんな声を聞く中で、そういうことがあるのかなというふうに思います。

いろんな町が行っている支援事業、誰々に限らずということがあるので、私は逆に今回絞って、「ふるさと教育」とあわせて津別町民、いわゆる津別からそういうことに対して旅立つ、学んで戻ってくるという形の中で、その部分にちょっとスポットを当ててみました。

その上で、もう少し一部分についてお聞きしたいと思うんですが、いわゆる人口減

少というのはもうなかなか難しい大きな課題ではあると思いますが、そこを緩やかにというのがやはり政策の部分なのかなというふうに思います。その中で、当然、自然減、社会減という人口減少の項目はあるんですが、Uターンという部分は、その部分に生まれる出生の数はもちろん減ってはきてますが、そのUターンという部分の効果は、その社会減や自然減に対して、私は大きく作用するんじゃないかなというふうに思うんですが、町長は、このUターンという部分について、その感覚的な人口減少に向けた作用についてどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） Uターンというのは、よく例えば高校の卒業式とかにはございきつをさせていただいているわけなんですけれども、一度出て、そしていろんなものを身に着けて、ぜひまた帰ってきてほしいと。あるいは二十歳の集いなんかも、今学生さんになっている方もいれば、民間で働いている方もいますけれども、その先、津別に戻ってこようかなということも選択肢の一つとして考えてほしいなということをお話させていただいているところですけれども、Uターン、そもそも津別町の子どもの数が圧倒的に少なくなってきて、去年も一桁という状況です。今年もこのままいけば一桁なのかなというふうに思いますけれども、そうするとUターンしてくれる方たちも昔と違って圧倒的にまた少なくなってくる。数そのものが少なくなってきているものですから、Uターンに限らず、やはりほかで育ったり、そういう方たちも津別の制度を活用して、なるべく津別に力を貸してもらえないかということで、住んでもらえないか、そして働いてもらえないかということで、Uターンに限らずに、Uターンの人にも、そうでない人たちにも活用できるようにということで制度を形成しているというふうに認識しておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） [登壇] よくいろんな提案をするときに、財源がという話が当然あろうかと思います。そういう中で、今、子どもの出生率が少なくなって、津別で生まれる子どもたちが少ないという話が当然ある現実です。だからこそ、そこにダイレクトに、そこに呼びかけるというか働きかけるということも必要なのかなと。例えて言えば、100人生まれる町と、20人生まれる町と、10人しか生まれない町とが

あるわけですが、やはりそこに帰ってくる効果としては、当然10人の町は10人が帰ってきても10人です。100人の町は100人の子どもが帰ってくれば100人です。そういう効果としては違うんでしょうけど、やはりその中で与える効果というのは一定程度あろうかと。

私も以前の質問の中で、ちょっと大きなお題目は忘れたんですが、やはり帰つてることによって、そこでやっぱり親御さん、祖父母さん、いろんな家族がこの町に住んでいると。そういう中で、私もそうですし、町長もそういう気持ちの中の触れる部分はあると思いますが、そういう親族や身内が津別に帰つてくるという効果はやはり実感すると、やはりここで続けていける、ここで頑張れるという、やっぱり計り知れない効果があるのかなと。単純に一人が戻ってきたから一人減らなかつたという意味じゃなく、やっぱりそこにあわさる家庭とか、地域とか、家族という問題が結んでいるのかなと。私は、Uターンは、そういう効果を狙うべきではないかなというふうに思ってお聞きしているところであります。十分理解いただいているという上で、ちょっと押し付けがましい話ですが、そういうことでございました。

四つ目の最後のほうの個別の項目のほうに移るんですが、二つの上のほうの福祉人材と林業従事者の関係については、私が実際耳で聞き、私の身近でもそういう補助は具体的に利用されないわけですが、個別にそういうふうに津別で働きたいけどもという声を幾度か聞いて、実際、福祉施設などでは、その資格取得などについては補助を受けていませんが、帰られて津別の福祉を担っている若者がいます。奨学金返還事業のことを町長は挙げられましたが、奨学金自体は、そもそも一定のルールの中でお金を借りる問題であり、そういう部分で言えば奨学金を借りられない方もいますし、奨学金というのは、そもそも借りたくないという方もいます。そうすると奨学金返還支援制度は、その対象にならないわけで、そういうところで町長は新しいものには取り組まないという話もあったんですが、やはり広く見る視点が必要かなというふうには思っています。

事業継承や各分野の問題についても、後継者などの問題についても、例えば地域おこし協力隊も、もともとは事業継承などという文言はなかったと思います。始まった時は。ですが、やっぱりこういう地域課題の中で、事業継承という問題も、その協力

隊の中に組み込まれて、現在それを担っている方がいます。津別町もお金の財源の問題、私は、ですからUターンということに絞って、少ない子どもの内で、そのUターンということに特化して、そこを新たにつくるべきだなという発想で今回質問したわけですが、改めて町長にお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 特に付け加えることはないんですけども、津別町にUターンされる方というのは、ここでまた事業継承しようという方もいるでしょうし、こういう会社に入りたいからということでUターンされる方だとか、さまざまいるかと思います。また、不本意ながら帰るという、そういういろんな事情があって、そういう方もやっぱりいるかと思います。そういう方であっても、ちゃんとここで働くことができて、そして子どもを産み育てていくことができて、そういう社会をこの町にしっかりと形成していくと。そこに生活する上で必要な教育の施設だと、あるいは買い物環境だと、さまざまな住宅環境だと、そういったものを一つずつ整備していくと。その中で、ここに居住していただけるということに努めてまいりたいなというふうに思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） [登壇] 最後にしたいと思いますが、津別町は現在もさまざまな財源を生かしながら就業支援制度を行っています。就業支援制度は、町民または移住、いわゆる就業ですから移住を問わず条件によって就業時期からの支援の制度で、先ほど触れましたが、以前の質問の中でも就業内定時に事業所から、こういう支援制度があるよということで支援制度を知る場合が多いというふうに私はお聞きしました。今回の私の質問事項の進学資格取得の支援については、「ふるさと教育」を学んだ津別町の子どもたちが対象となる程度であり、津別町に就業後は就業支援制度の活用にもつながるというふうに思っています。

津別町の自治体の維持に向けた世代の継続には、まず足元、いわゆる津別町の子どもたちや、その保護者の意識に働きかけて町民限定という部分ですとか、そのモチベーション的な支援をぜひ検討いただきたいと。やる、やらないは別として、ぜひ検討はいただきたいというふうに再度お願いしたいと思います。

答弁にあった新たな創設ではなく、現制度を有効にという話がありました。この後、小林議員が奨学金の話もあると思いますが、私も今回の質問の中で各担当課を回る中でそういう話も出ましたが、希望を含めて一言だけ、この後の質問のこともあるので、ここに触れずに一言だけ申し上げておきます。条件は必要であると思いますが、例えばUターン後は奨学金の返済は必要だと。奨学金を借りてもUターン後は奨学金の返済は必要になるというぐらいの夢のある支援を私は求めるんです。帰ってきてからも奨学金には返還支援制度がありますが、逆に言うと今ある支援制度で借りていますが、それは「帰ってきたら奨学金としては返還しなくてもいいですよ」ぐらいな、私は逆に言うと町長との話の中で新たな創設ではなくという話だったので、今のルールの中で、これは教育関係ですから町長の答弁になるかどうかはわかりませんが、私も最後ですので、そういう意味で言うと、そこにそういうようなルールを付け加えるみたいな形も考えられるのかなというふうに、私は担当課を回る中でイメージしたので、ぜひ、この部分もやってほしいのは山々ですが、いろんなことがあろうかと思いますので、そういうことを加味した上で、そういう発想をちょっと頭の中にも入れていただきたいと、片隅に入れていただきたいというふうなお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。町長から一言いただいて終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今の部分については、この後の小林議員さんとのこともありますけれども、仮に今提案としてこちらに戻ってきた場合は、教育を受けて津別町の子がUターンして戻ってきた場合については返済しなくてもいいということなんですが、そうしますと、その金額というのは奨学金という基金の中で貸して、戻ってという、戻りながらその金額の範囲の中でやっているわけです。それは貸して返ってこないということになると、その部分をまた積み増ししていくかないとその基金の運営ができなくなってしまいますので、結局のところ財政問題にぶち当たってきます。

私も町長になって2期目ぐらいまでは、ある議員さんから、いつも財政状況についてという言葉が何回も何回もご質問を受けたりした記憶がありますけれども、そういったこともやはりしっかり伝えていかなければいけない立場にありますし、相対的にできること、できないことを検討はさせていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、3番、細川博行君。

○3番（細川博行君） [登壇] ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告通り質問をさせていただきます。

質問事項は、津別町堆肥製造施設の運営状況でございます。

堆肥製造施設は、平成14年の施設竣工から現在まで津別町農業協同組合と指定管理契約が継続されてきました。

23年間の累積利益は3,700万円余りですが、直近5年間の施設運営状況は、累計で約6,900万円のマイナスであります。年2回以上開催されている堆肥製造施設運営委員会に報告しております。

費用面のマイナス要因は、原料仕入れ価格の値上がり、修繕費や電気料金等のランニングコストの負担増、施設・機械等の投資に対する減価償却費の増大、バーク敷料販売運搬や堆肥原料購入時の委託運賃の値上がりと、労務費の上昇などにみられる費用負担の増加となります。

また、収入面では、堆肥原料の一部となる植物性残渣量受け入れ減少による産廃処理料の減収、バーク敷料や堆肥の販売先は農家組合員であることから販売価格の値上げが困難な状況、あわせて堆肥販売量の減少などがマイナス要因となっております。収支両面の改善がなければ運営状況の改善は見込めない状況であります。

そこで、次の点について伺います。

1点目、現在の運営状況についての津別町の評価をお聞きします。

2番目、年に2回ほどの事業計画や実績報告を受けていますが、収支改善に向けてのさらなる協議はできないものか。

3点目、現指定管理契約終了以降、契約更新に向けての協議は双方にとって難しい

状況になるのではないか。

以上3点について答弁をお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 細川君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、ご質問の津別町堆肥製造施設の運営状況についてお答え申し上げます。

はじめに、施設の運営状況についての町の評価についてですが、運営に関する協議は、指定管理者であるJAつべつと町において「堆肥施設運営協議会」を設置して定期的に協議を行っております。さらに、これまで年に1回の開催でしたが、大きく赤字が続いていることから、昨年度より四半期に一度を目安に開催することとし、運営状況の把握と対策の協議をしているところです。

町としましては、農業を取り巻く情勢や物価高騰などを踏まえ、厳しい運営状況になることは把握しており、その対策について今後とも指定管理者とともに検討を行っていく考えであります。

次に、収支改善に向けてのさらなる協議についてですが、協議会において毎回収支の改善を協議しており、今年度においては、5月21日に堆肥製造施設に赴き、現場での改善方策の確認を含め点検を行ったところです。

これを踏まえ、「公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」および「堆肥製造施設の管理に関する基本協定書」に基づき、6月20日付で産業振興課長名により、運営改善通知書を指定管理者の担当者である畜産課長あてに送付したところです。

内容につきましては、既存施設の有効活用、堆肥製造の作業工程の見直しを行うこと、収支改善に向けてはバーカー原料の高騰により販売すればするほど赤字になる現状の改善方法を検討すること、さらに機械・施設等を適切に管理することにより、老朽化によるもの以外の修理費が発生しないよう管理を徹底して行うことなどの指示を行ったところです。

これに対し指定管理者からは、指示があった施設、機械の有効活用や作業工程の見直しについては、早急に取り組むとの回答を得ているところです。また、本年度より網走市の企業から新規に汚泥の受け入れを行い収入増となってますが、受入量が当

初計画数量を下回っていることから、残念ながら赤字の解消までには至っていない状況にあります。

次に、指定管理契約終了以降の契約の更新についてですが、現在の指定管理期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間となっています。この期間が終了した後のことにつきましては、現時点において正式に指定管理者からの申し出はありませんが、現状のような厳しい状況が続かないよう、先に申し上げましたとおり、運営協議会の中で改善に向けた意見交換を行っていく考えであり、何よりもこの施設が設置された経緯を今一度確認しあい、指定管理者と連携を図りながら契約更新を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 3番、細川博行君。

○3番（細川博行君） [登壇] 答弁書の内容については理解できました。さらに今年のような高温少雨による収量減少で、収入が減少することが懸念されます。異常気象の年は、天候に影響されにくいう圃場に堆肥等を投入することにより、干ばつ時の保水力の確保に効果があることから、循環型農業が農業経営の安定化に向けて効果があります。農業が基幹産業である津別町では、農業者が必要に応じて使用できる良質堆肥製造施設は重要な施設であります。

今、国際情勢の不安によりエネルギー価格上昇からくる物価上昇の影響が施設運営のマイナス要因に関係しており、今後も上昇の傾向は継続される状況にあり、マイナス要因の増大が懸念されることから、施設運営状況の改善に向けて関係部署において綿密に協議を進めていただき、適切な判断と指導は欠かせないものと思われますので、そのことをお願いして質問は終わりたいと思います。

町長から一言あれば、お願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） お互いに、今JAと町の担当課において協議は進めておりますので、そこでさまざま協議をしていただければというふうに思います。

何よりも、このそもそもの施設は、当時を振り返りますと畜産農家のほうで糞尿を山積みにして、それが雨等々によって河川に流出しているということに、国のほうからもいろんな指導等が出ていたところです。当時、やはり町としても見るに見かねる

状況もありまして、施設を農協と協議をしながらこういう形でつくっていって、そしてみんなで処理をしていこうということで、出発点はそういうところから出ていますので、逆にこの施設がなくなってしまうと堆肥の行先を失ってしまいますので、ここはどうしても、しっかり施設を維持しなければなりませんし、また、そこで出た肥料として耕種農家の方々に使っていただくと。そして、良い秋を迎えていただくということが一番の望みでありますし、また、そこに改善するために、これまで農協さんのほうでいろんなところから有料で受け入れたりしておりますので、そのところの拡大も含めて町としても一緒に協議をしながら、あの施設がずっと続くように進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 次に、5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] 議長から発言のお許しをいただきましたので、先に通告しております2項目について一般質問を行います。

1項目目は、住生活基本計画の改訂内容についてであります。

津別町住生活基本計画は、町の総合的な住宅・住環境づくりのための計画に位置づけられ、住宅施策の目標、推進方針、公営住宅の整備活用の方針を定めています。

とりわけ人口減少や単身高齢者の増、空き家問題、多様なライフスタイルやニーズの変化、コミュニティの希薄化など変化してきている中で、安全安心な住みよいまちづくり、地域特性に応じた住宅政策の推進が求められています。

そこで、今年度策定中である住生活基本計画について、次の点を伺います。

一つ目は、住生活基本計画改訂の進捗状況と今後のスケジュールはどのようになっているか。

2点目、町営住宅の今後のあり方はどのように考えているか。

3点目、町営住宅入居にあたって、外国人や子育て世代、新婚世代を裁量階層として拡大することはどうか。

4点目、住環境の向上と定住促進の事業である住宅改修、新築住宅、中古住宅奨励金および空き家活用、空き家撤去の補助金の見直しの考えはどうか。

以上、質問いたしますので、ご回答よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 山田君の質問に対して理事者の答弁を求める。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、ご質問の住生活基本計画の改訂内容についてお答え申し上げます。

はじめに、住生活基本計画改訂の進捗状況と今後のスケジュールについてですが、人口減少が進む中、住宅施策を総合的・体系的に推進するため、平成26年度に「津別町住生活基本計画」を策定し、目標や推進方針、公営住宅の整備活用方針を定めて推進してきたところです。

この計画は、令和6年度に期間が満了しており、今後、さらなる高齢化社会と人口減少が予測されることから、老朽化した町営住宅の廃止・利活用に関する方針を明確にし、今後の需要と傾向を反映させた新たな10年計画を策定することとしたところです。

計画改訂を進めるにあたっては、専門家の視点を借りて的確に分析する必要があることから、策定業務を専門業者に委託して審議および策定作業を進めているところです。また、庁舎内においても関連する課長等で構成する策定委員会を設置し、アドバイザーとしてオホーツク総合振興局職員にも加わっていただき、基本的事項や重要事項について意見や助言をいただいているところです。

7月8日に開催した第1回策定委員会では、計画の目標、住宅事情の特性、現行計画の進捗状況、各課での住宅に関する新たな需要や課題等について協議を行い、また、住環境に関する課題を明確化するため、住民意向調査を実施し、住民の皆さまの意見を計画に反映させることとしています。なお、この意向調査については、住民基本台帳から1,200世帯を抽出し、7月に調査票を配布し、現在集計作業を行っているところです。

今後のスケジュールにつきましては、10月に調査結果などを反映させるための策定委員会を開催し、重点的に取り組む施策について審議を行い、素案ができましたら議会に報告し、2月ごろにパブリックコメントを実施して3月策定を目指したいと考えております。

次に、町営住宅の今後のあり方についてですが、人口動態や世帯構成の変化を踏ま

え、今後の住宅需要を予測し、除却や改修などを行い、高齢者や子育て世代など町民ニーズに応じた住宅供給の方向性を検討していくこととし、町民が安心して住み続けることができるよう計画を策定し、住宅環境の整備を行っていく考えです。

次に、町営住宅の入居にあたって、外国人や子育て世代、新婚世代を裁量階層として拡大することについてですが、町営住宅の入居要件である収入基準は「公営住宅法」に基づき条例で定めており、世帯人数によって異なりますが、通常の単身入居者の場合は、基準月額が 15 万 8,000 円以下の方としています。また、「町営住宅の設置及び管理に関する条例」において、入居者が身体障がい者である場合等は、21 万 4,000 円以下であれば入居できるとしております。また、身体障がい者のほかに、入居者が 60 歳以上の方で、かつ同居者がいずれも 60 歳以上または 18 歳未満の子がいる場合および同居者に小学校就学の始期に達するまでの方がいる場合等は、21 万 4,000 円以下までの方について入居できるとし、高齢者や子育て世代のいわゆる裁量階層については、より入居しやすい収入基準にしています。

なお、外国人や新婚世代は裁量階層とはしていませんが、町営住宅および特定公共賃貸住宅のそれぞれの収入基準を満たしている場合は入居することができます。裁量階層の見直しにつきましては、国の基準や他の自治体の状況も参考にして、今後、策定委員会で協議を行い検討していく考えです。

次に、住宅改修、新築住宅、中古住宅奨励金および空き家活用、空き家撤去の補助金の見直しについてですが、ふるさと定住促進事業による奨励金につきましては、これまで全体の総額はなるべく変えずに加算要件を変更するなど、その時々の社会情勢を判断しながら実施してきたところです。

これまでの主な変更内容につきましては、平成 31 年度に高齢者等配慮対策等級に示された等級 3 のバリアフリー 10 万円について廃止し、同居する中学生以下の子どもがいる場合 20 万円を 30 万円に拡大しています。令和 4 年度には基本金額を 60 万円から 100 万円に、町内業者に発注する場合の 50 万円を 60 万円に、また、2 年以上町外に住所を有する場合の加算を廃止して、奨励金を最大 220 万円から 250 万円に拡大しています。なお、空き家活用および空き家撤去の補助金につきましては、制度開始以降変更は行っておりません。

近年の物価や人件費等の高騰により建設費が上昇していることから、補助金の拡充等につきましては、一部財源としている国の補助金の有効活用を再検討することによる見直しも視野に入れており、その際には所管の委員会で協議をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] 再質問をそれぞれの項目に沿って行っていきたいと思います。

はじめに、策定の進捗状況とスケジュールの関係であります。答弁にありましたとおり、7月に第1回の策定委員会、10月にはアンケート結果をもとに委員会の開催を予定しているとありますが、この10月以降の中で策定委員会はどのような形で、その後開催をしていくのか、まずその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいまご質問ありました策定委員会の10月以降の予定ですが、まず住民意向調査の結果をもとに10月ごろ第2回目の策定委員会を予定しております。その後、2月にパブリックコメントを実施し、その前に一度策定委員会を開催する予定であります。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] ということは、10月以降はもう1回の開催ということになるのかなというふうに思っておりますが、実は、この後の質問にも関わってくるんですけど、いろんな形で町営住宅のあり方だとか、さらにはいろんな奨励金、補助金の見直し等これから検討を行っていくというふうに思っておりますけど、それは10月以降の中で、この1回の中で検討していくのか、もしくは3月の予算審議の中でちょっと質問したこともあるんですが、アンケートとあわせて建設の事業所との懇談の場ももっていく予定ですといったようなお話をあったんですが、それらも行っていくのか、あるいはそういった意見を元にパブリックコメントの前の委員会といったら1月とかそのぐらいになってくると思うんですけど、そこだけでこういった見直しの部分が委員会の中での協議がそれで間に合うのかどうか、その辺についてもう一度お願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま進めております住民意向調査の結果につきましては、今集計中でございます。そのアンケート結果につきまして10月に策定委員会で協議を行いまして、まずは住民の皆さまの実態やご意向を把握することが重要であるというふうに考えております。ご意見いただきました企業からの意見交換ということに関しましては、まず意向調査を行いまして住民のニーズを捉えて、その後、もし必要があれば企業からのご意見等につきましても、今後、必要に応じて意見交換の場を設けることも考えていきたいと思っております。

以降調査の結果につきまして10月ごろに策定委員会を行いまして、必要があれば第3回、第4回と必要に応じて委員会を開催していきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] ぜひ前回のこの住生活基本計画の委員会の開催状況を見ましたら、3回の開催だったと思うんです。前回の計画書の中をちょっと見ましら、そういった部分の中で、今回は結構やっぱり今までの議会の協議の中でも、定住あるいは移住を促進していくと、そういった意味合いの中では、こうしたどのように住宅を確保していくのか、あるいは定住する人を確保していくのかといった点については、こうした奨励金、補助金の見直しといった部分は、なんかちょっと大きな部分に入ってくるのかなというふうにも考えておりますので、ぜひ、その策定委員会の中での協議、策定委員会は策定をしている事業所とあわせて管理職の皆さんのが策定委員になって、設置要綱を満たしたらそういうふうな形になっていると思いますので、ぜひ、それが所管をしている状況やなんかをお互いにつけ合わせをするような形で策定委員会の開催について必要に応じて3回、4回なり、回数等はあまり考えないで、その辺は深い議論を進めていっていただきたいなというふうに思っております。

建設事業者の皆さんとの懇談の部分、ここ必要に応じてということだったんですが、一番リフォームをしているだとか、あるいは解体するだとか、さらには新築をするといった部分の中で、一番その町民の方とのそういった必要としている方との話を聞いているのは、一番は事業者の方かなというふうに思っておりますので、その辺はぜひ事業所の皆さんのお意見を聞きながら、町民の人のニーズやなんかを把握をしていただ

ければなというふうにも思っております。

ちなみに、住民の意向調査の回収率がもしわかつていれば教えていただきたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） 事業所との意見交換の場につきましては、いただいたご意見を参考に今後委員会の中、内部協議の中で進めていきたいと思っております。

また、企業に勤めている町外からの従業員の方のご意見につきましては、策定委員会の中でも各課からの住宅に関する課題や施策について共有することとしており、住民企画課におきまして、町内企業に通勤者アンケートというものを実施しておりますので、その結果についても情報共有し、策定委員会で協議を行いながら計画策定の参考としていきたいと考えております。

また、住民意向調査の回答率につきましては、町内全世帯の2,028戸中の1,200世帯に対しまして意向調査を送付させていただいておりますが、回答数につきまして426名からの回答をいただいております。また内訳につきまして、紙で郵送での回答された方が336名、WEBで回答された方が90名、回収率については35.5%となっております。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] わかりました。

それでは、2項目目で町営住宅の今後のあり方についてであります。

回答の中では人口動態や世帯構成の変化を踏まえて、今後の住宅需要を予測し、除却や改修などを行い、というような回答であります。この回答を見る限り、新たな町営住宅の建設だとか、あるいは特賃も含めての住宅の建設は、町としては今後の中では新築という形では考えていないというような、そういう考えでいいのかどうか。町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 全く考えていないということではなくて、今、計画をつくっている最中でありますので、そこで専門の方、ここは入札で落札された業者さんが、

ここの一帯の建設をする上で協議会の役員にも入られた方も、その会社に再就職したりとか、いろいろこの津別のことをよく承知している方でもありましたので、町の状況等々については、かなりいろいろ知っているのではないかかなというふうに思います。その中で、落札した時に町長室に指名を受けましたのでよろしくということで名刺を持ってきたわけなんですけども、その時にお話をちょっとさせていただいたのは、町内の、特にあちこちそうなんですかけれども、東町に空き地が随分増えてきています。取り壊しも随分進んでいるんですけれども、ああいった所の住生活の再利用というような活用というのも、ぜひ住生活の基本計画の中で検討していただけないかというお話をさせていただいたところです。仮に建てるとしても、今までのまちなか団地にしても、旭町団地にても、あるいは緑町の団地にても、町が発注するということではなくて、プロポーザルで業者に建ててもらって、それを買い取るという方式で、少しでも経費を安上がりにしていこうということで、これまで進めてきましたので、そういう方式でもっと安い方法があればそれに越したことはないと思いますけれども、いったいどの程度の住宅を新規であれば確保すべきなのかというのは、その計画の中で判断をしていきたいなというふうに考えています。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] これから人口が減少していくというのは、状況としてそういう状況にもあるかなというふうにも思っておりますし、今までどおりのような、まちなか団地みたいな、ああいったようなたくさんの住宅を建てていくというようなことは僕自身あまりそんなにも求められているニーズではないのかなというふうにも思っておりますが、ただ一方で、子育て世代だと新婚の世代の部分の方が公営住宅には入れないと、特賃もなかなか空いていないと、そういった中で民間が建てた借家といいますかアパート等はすぐうまってしまうといいますか、それだけやっぱりニーズがあるのかなと。ただ家賃もそれなりに高いので、家賃の補助が受けられる公務員だと、ある程度の会社で家賃補助があるところは、それなりに子育て世代の中でも入れると思うんですけど、ただ、なかなかそういった家賃補助がない職場等については、やっぱりなんか町でもこういった方を対象にした、子育て世代を対象にした住宅といった部分は、なんか提示をしてもらうためには何らかの形での支援が必

要かなというふうにも考えておりますので、その辺は今後のアンケートの調査等も、あるいは事業所との懇談の中でも、そういったニーズがあればその辺の部分についてもぜひ検討をしていただきたいなというふうに思っているところです。

それとあと3点目の、ちょっと裁量階層という言葉を使わせてもらったんですけど、ただ町の条例とか規則の中ではこういった言葉はないんですが、国のいろんな住宅施策を見ましたら、こうした裁量階層という言葉も出てきたので、ちょっと今回、この言葉を使わせてもらいますが、特に今、外国人の問題だとか、今ちょっとお話をした新婚世代だとか、子育ての世代、こういったような方が所得でなかなか公営住宅には入れないというか、そういった方、かといって特賃の部分でもなかなか入れないと、そういったような方で、空いている公営住宅を何らかの形で利用していくというか、住宅に困窮をしている方に提供していくというような、そういった意味合いで、この3番目の項目を質問したわけでございますけど、こうした対象者をもう少し拡大をしていく、そういう考えは今回の計画の中ではどんなふうに考えているのか、お聞きをしたいなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいまご質問のありました外国人、子育て世代、新婚世代につきましては、先ほど町長からの答弁にもございましたとおり、町営住宅の入居基準を満たしている方は入居可能としておりますが、外国人につきましては、近年、外国人労働者の増加が見込まれております。企業からの相談がありまして、そういった場合には、町有住宅の規則により事業者に対し賃貸し、外国人に入居いただいている事例もございます。今現在、町営住宅に入居をしている外国人の方につきましては4戸7名、町有住宅には3戸6名の方に入居いただいております。

今後の裁量階層の見直しとしては、近隣の自治体、全国の自治体におきましても新婚世代や子育て世代を裁量階層に含めている自治体もございますので、そういった事例も参考としながら、今回の策定に向けて委員会で協議を行い、見直しに向けて検討を進めていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] ぜひ、その辺も含めて検討してお願いしたいなど

思いますが、ちょっと今お話を聞いたのですが、パートナーシップを宣誓された方も公営住宅の入居が可能だというふうに前にお聞きしていたんですけど、これは、今はもうそういう形で適用になるという形でいいんですよね。所得の部分が引っ掛かったとしても可能ですよと。1世帯とみなしていいのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） 今年の4月1日に津別町におきましてもパートナーシップ、ファミリーシップ宣誓を開始しましたことに伴い、町営住宅につきましても同居される方につきましては、これまで親族の方のみとしていましたが、親族についてパートナーの方でも同居として認めますということで条例改正を行っております。

ただ収入につきましては、今ある町営住宅の収入基準に基づく入居条件としております。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] わかりました。

それで4番目の項目についてであります。奨励金、補助金等の見直しの関係なんですが、先ほど渡邊議員の中でも、あれもこれもといったような形で、なかなか財政的に厳しいんだといった町長等の答弁もありましたが、今までこの奨励金、回答の中にもありましたけど、総額を変えない中で見直しをしてきたといったお話でしたが、これだけ資材、あるいは物価高騰がある中で、基本的にやっぱり総額を上げていかざるを得ないような状況かなというふうにも思っているんですけど、その辺、この見直しをこれから行っていくかれるというふうに思っておりますが、特に見直し、この辺を強化していきたいんだとか、あるいは、この事業はやめていきますよだとか、それで今考えている中で、どういった見直しを、この奨励金、補助金をやっていくのか考えがあれば、町長のお考えをお聞かせ願いたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 全く上げてこなかったわけではなくて、今250万円までいろんな要件を満たせばの話ですけれども、そこまでもってきています。今ちょっと見直ししようかなと思っているのは、建設した時に補助金の、そのうち10万円を地元の商

品券で渡しています。この新築にあたっては、国の補助金も出ます。それで、ただ国の補助金が商品券は該当しないものですから、逆に商品券をやめるか、あるいは、うんと少なくして、そういう部分を総額の中のどこかに要件の中のどこかに加えていくか、そして少しアップをしていくかというのも一つの方法かなというふうに思っています。

それから住宅の除却、これも補助金が出る部分というのは町の担当の技術屋さんがその申請があればそこに行って国の基準に基づいたチェックをするんです。それで不良住宅と認定された場合は、国のはうからも補助金の対象になってきます。ですから今、最大で 50 万円ありますけれども、そうであれば不良住宅ではない住宅は除却の対象外にするだとか、不良住宅、空き家でも本当に困っているのを優先して取り壊すということに特化していけば、まだ使えるのに壊していくというものにも 50 万円最大であったものですから、そうではなくて本当に景観がひどいなというようなものだと、そこを優先的にさせるのに、その補助金もありますから、その金額をアップしていくだとか、いろいろ考えられることはあります。それらはちょっとまとめて所管の委員会と協議をさせていただければなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 5 番、山田英孝君。

○5 番（山田英孝君） [登壇] わかりました。

今、町長のお話であったような、これから委員会でいろんな議論が行われていくかなというふうに思っております。

一つだけ、ちょっとこの中古住宅の購入奨励事業の関係で、固定資産評価の場合、150 万円未満は 20 万円、150 万円以上 30 万円という部分があるんですけど、今、町内の企業の中で企業が住宅を直して、直した住宅を売っていくと、そういう場合も多分これは中古住宅のはうになってくるかなというふうに思うんですけど、そういう事例の部分が、この中古住宅の奨励事業の部分でいったら、少しやっぱりこれは見直したほうがいいのかなというようなそんな感じも思っておりますので、これらも含めて、ぜひご検討を願えればなというふうに思っているところです。

特に、住まいはやっぱり生活の基本だというふうにも思っておりますし、憲法 25 条が保障する生存権の土台だというふうにも言われてきていると思います。そういう意

味でいったら住まいは権利であるという、そういう視点も持って我々は考えていかなければならぬのかなというふうに思いますし、そういう形の中で制度の拡充を図っていくというようなことも必要かなというふうに思っておりますので、ぜひ今年度中のこの住生活基本計画の策定ということありますので、関係機関とも協力をしながら、ぜひ町民の方が安全安心で住むことのできる住環境づくりに努めていっていただければなというふうに思います。

1項目目は以上で終わります。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午後 0時 4分

再 開 午後 1時 00分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] それでは、2項目目の自殺対策について質問をいたします。

平成18年に策定をされた国の自殺対策基本法では、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、生きることの包括的な支援として、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策と連携を図り、総合的な自殺対策を推進することが示されています。

津別町においては、自殺対策基本法を受け、令和元年に津別町健康づくり計画に盛り込み策定しており、第2期津別町自殺対策基本計画を令和7年度から5年間の計画として策定しているところです。

この間、全国の自殺者の総数は2万1,000人前後で減少傾向にある反面、近年は子どもの自殺者数は増加傾向が続いており、令和6年の小中高生の自殺者は前年比16人増の529人で過去最多となり、うち道内は25人で全国9番目の多さと報道されています。

津別町の自殺死亡率は全国と比べて高い中、さまざまな自殺対策に取り組んでいる

と思いますが、かけがえのない命を守り、自殺者をなくしていく取り組みを強化すべきと考え、以下の点について伺います。

1点目は、令和7年度を始期とする第2期津別町自殺対策計画を、単独計画として策定した狙いは何か。

2点目、過去5年間の津別町における自殺者数と、その特徴をどのように捉えているか。

3点目、自殺対策の取り組み内容と課題は何か。子どもへの対策も含めてお願ひをし、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） はじめに、令和7年度を始期とする「第2期津別町自殺対策計画」を、単独計画として策定した狙いについてですが、平成28年度に改正された自殺対策基本法において、都道府県および市町村に、自殺総合対策大綱および地域の実情を勘案しての地域自殺対策計画の策定を義務づけました。

このため当町では、平成25年度に策定した「第2次津別町健康づくり計画」の中に、令和元年度において自殺対策計画を位置づけて策定しましたが、その後、令和4年度に国の自殺対策大綱に新たな指針が示されたことから、これに基づく計画の見直しを行うこととしたところです。その際に、当町の自殺死亡率が全国に比べて高い状況にあることが判明したことから、町の実態をしっかりと捉え、さらなる取り組みを推進していくこうと第2期計画は単独計画として策定した次第です。

次に、過去5年間の津別町における自殺者数とその特徴についてですが、過去5年間のデータとしましては、現在のところ第2期計画にも掲載しました厚生労働省から公表されている平成31年から令和5年のものになります。この間の津別町での自殺者数は、男性が3名、女性が3名で、人口10万対で示す自殺死亡率は、全国で16.61に対し、当町は26.86となっていました。

性別と年代別の自殺死亡率につきましては、性別では、全国では男性が女性に比べて約2倍多い状況となっていますが、当町においては男女の差はないのが特徴となっています。年代別では、男性・女性とも70歳代と80歳代以上が全国に比べて高く、高齢者に自殺死亡者が多いという傾向が見られます。

次に、自殺対策の取り組み内容と課題についてですが、第2期計画は、自殺者数などの統計資料のほか、町民アンケートの結果を踏まえて策定したところです。基本理念は「誰も自殺に追い込まれることのない津別町の実現を目指して」とし、国の指針に基づく六つの基本方針を掲げ、五つの基本施策を実行するための計画としています。

基本施策1は、「地域におけるネットワークの強化」であり、行政の関係部署間や、行政と地域のさまざまな関係者が連携し、協働する仕組みを構築することを目指すものであり、まずは現在実施している重層的支援体制整備事業の展開と庁内連携が確立できるよう取り組んでまいります。

基本施策2は、「自殺対策を支える人材の育成」であり、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及し、自殺の危機を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ見守る役割を担う「ゲートキーパー」の養成を行ってまいります。これまでも、役場職員・消防職員・社会福祉協議会職員・民生委員児童委員を対象に養成してきたところですが、今後は、高齢者に関わる職員・関係者を対象として養成に取り組んでまいります。

基本施策3は、「住民への啓発と周知」であり、町民アンケートでは「悩みやストレスを抱えた時に相談したいと思う人」が約7割いましたが、実際に相談したことのある人が少なく、特に高齢者は若い世代に比べ2割少ない状況であったことから、わかりやすい相談窓口を周知するなどの対策が必要と認識したところです。

これらのことから、自殺予防週間や自殺対策月間の時期に、広報誌等で自殺予防の啓発やこころの相談窓口の周知等の情報発信を行うとともに、健康づくりに関する講演会を企画してまいります。

基本施策4は、「生きることの促進要因への支援」であり、自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加え、「生きることの促進要因」を増やす取り組みが重要であります。このため保健・医療・福祉・教育・労働等の各方面からの対応や、関係部署・機関の連携の強化を目指してまいります。

基本施策5は、「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」であり、困難やストレスに直面した児童生徒が、信頼できる大人に助けをあげられるための取り組みで、児童生徒向けの教育や学校関係者を対象とするゲートキーパー養成研修を行ってまいります。

す。なお、子どもへの対策につきましては、この後教育長から答弁をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 私から、子どもへの対策についてですが、小学生に対しては、直接的に「自殺」という言葉を使って教育を行うことは少ないですが、道徳の授業において各学年「命の尊さ」について学んでおります。

中学生になると、思春期特有の心身の変化とそれに伴う環境要因が複雑に絡み合い、全国的に見ても自殺者が多くなっておりますので、道徳の授業以外にも保健師を講師として教職員向けの「ゲートキーパー研修会」と生徒向けの「命の大切さを考える講演会」を昨年から実施しております。

また、学級活動などで道教委作成のリーフレット等を活用して、「SOSの出し方に関する教育」を行うとともに、児童生徒、保護者に対しては、相談窓口等のチラシを配布しております。

課題といたしましては、児童生徒の自殺の兆候が大人から見てわかりにくいことだと思いますので、これを見逃さず迅速に対応できる体制を構築し、子どもたち一人一人に寄り添った支援を提供していくことが重要であると考えております。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] それぞれ町長、教育長から答弁をいただきましたので、再質問をしたいと思います。

1点目の単独計画をした狙いなんんですけど、確認ですけど、答弁にもありましたが津別の現状にあわせた取り組みを強化して、何とか自殺される方をなくしたいという強い町の思いとして、こういった単独にしたんだというふうに受け止めてよろしいか、町長の思いをお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） そのとおりでありますので、よろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] ぜひ町と一体となりまして、この計画 자체が住民の皆さんにも浸透されるよう取り組んでいただきたいなというふうにも思っていると

ころです。

2点目の自殺者数と、その特徴についてです。

答弁の内容は了解をいたしました。その中で、津別町では毎年のように1人から2人の自殺者がでているというような状況だと思いますが、近隣の町の状況はどんなふうになっているのか。津別町だけが高いのか、その辺、北見保健所管内の市町でもよろしいので、わかつていれば教えていただければなと思います。

○議長（鹿中順一君） 向平保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（向平亮子さん） ただいまのご質問、津別町だけではなくて、この管内、特に北見保健所範囲の中で津別町はどれほど自殺者数が多いかというところの統計の求めだったかと思います。計画におきましては、自殺死亡率という人口10万対で示す数字で表しております。これは国から計画を立てるにあたって、過去5年間の集計結果などが届きますので、それをもとにしているんですが、今のご質問にお答えするならば、自殺死亡率ではなく標準化死亡比というSMRという数値でお答えするのが一番いいかと思います。なぜかと言いますと、これは年齢構成の違いとか、人口規模の大きさをうまく修正しながら、国の基準を100とし、国の100に対して高いか低いかを公平に見られる標準化したものになります。これ一番新しいデータは、令和2年12月に公表されているものがございまして、過去10年間という集計でした。過去10年間というのは2010年から2019年、平成22年から令和元年の10年間であります。北海道は国100に対しまして103.8です。北海道に30保健所あるんですけれども、30保健所にあるうち、オホーツク管内が網走、北見、紋別になりますが、30保健所中、北見は9位、紋別11位、網走15位ということで、真ん中、中間よりは上のほうにある高い率になっておりました。オホーツク管内の18市町村のうち、ランクづけでちょっと並び替えて見てみたところ、何と津別町は2位でした。1位は清里町でSMR 217.6、津別町は145.1。ちなみに3位が美幌町で141.5でした。この時の10年間の津別町の自殺者数は16人でした。なので10年間で16人亡くなられた方がおられ、それが国の標準とする100の基準を超える145.1という数字を示しておりましたので、津別町におきましては、自殺される方が1を超えると国より高くなるというのがここでも現れているかと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] 全道とこの管内の状況を教えていただきましたけど、ちょっとやっぱりビックリするような数字かなというふうに思っておりますので、本当に何とか自殺される方をなくしていくような取り組み、本当にみんなと一緒にやっていかなければと、そんな思いを持ったところでもあります。

3点目の自殺対策の取り組みの関係でもありますが、答弁にありましたとおり五つの基本政策に沿って、具体的な取り組みが計画書の中にも盛り込まれておりました。特に、住民への啓発といった部分の中では、今月の9月10日から16日が自殺予防週間ということで、全国で取り組まれているということで、津別町でも広報に相談窓口のチラシが入っているのを見たんですが、3月も自殺対策の強化月間というそんな位置づけが計画の中できれいにされているというようなことですが、今回ちょっと、そのチラシだけだったのかなというような感じも持っておりますので、ホームページだとか、いろんな形での広報の仕方がもう少しあるのかなというような感じも持ったので、3月の強化月間の中では、ちょっと今の津別町の現状みたいなやつも見ながら、載せながら、個人の問題ではなくて社会的な問題だと、そんなような訴えもしていただければなというふうにも思っているところです。

それと学校の関係で教育長からの答弁の中で、去年から中学校を対象とした形での養成研修、あるいは講演等を行ってきましたといった報告がありました。

小学校とか、あるいは高校の部分でも、何かもしそういった取り組みの部分の中で実施している部分があれば教えていただければなというふうに思っているところです。

また、あわせて中学生で昨年やったといった、こうした取り組みはすごくいいことだと思うんですけど、継続してずっとしていくのかどうか、その辺について質問させていただきます。

○議長（鹿中順一君） 向平保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（向平亮子さん） 住民への周知につきましては、おっしゃられたように今月号はチラシを1枚入れたのみとなっております。これだけでは足りないと認識しております、実は3月、月間ということで期間が長いですので、図書館で

も例年自殺、心に関するブースをつくりまして、昨年度もそこにポスターとか本を置くというところで、図書館の担当といろいろやり取りした経過がありますので、今年度は計画を立てた1年目ということがありますので、そこともコラボしながら、また町民への周知の中では、特に相談窓口がよくわからないという声もありましたので、今ネットではかなりたくさん出てはくるんですけども、お年寄りがわかりやすいというところでは、やはりネット情報だけじゃなく、広報を使いながらということになるかと思いますが、もう少し丁寧な周知をしていきたいのと、先ほどおっしゃっていただきました町の実態というものを、以前、自殺対策計画を立てた時に簡単なものということで何か示そうと思ったんですが、なかなかそれができずに終わっていましたので、町の実態等も知らせる機会として考えていきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 保健師の研修とか講話については、過去にコロナ前にもちょっとやっていた部分もありますて、また去年から、この保健師による中学生のものについてはかなり学校からも評判がよくて、またお願ひしますということで今年もやったわけですけども、高校の部分については、今把握はしておりませんけれども、高校のほうと相談して、こういう保健師の講話というか研修会がなかなかいいのでどうですかという相談をしたりとか、そういうことで、もし要望があれば、また保健福祉課とも相談して進めていきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] 最後になりますけど、自殺の要因の部分は、この計画書の中にも記載をされていますけど、健康問題だとか経済的な問題、あるいは家庭の状況、いろんな問題が複雑的に絡み合って関係しているというふうにもいわれてきています。そういう意味で、行政の役割としては、こうした阻害要因を少しでも取り除いていくというか、リスクを少なくしていく、そういう部分が必要だなというふうに思いますし、そういう意味で関係機関と、あるいは役場の部分でいきますと、いろんな町民の方が相談に来られる窓口でもありますので、そういう職員への気づきを得るといいますか、そういう研修も引き続いてしていくことも必要なのかなというふうに思っているところです。

計画を見ていてちょっと思ったというか、アンケート結果の中で自殺は個人の問題ではなく社会全体の問題だと思いますかという問い合わせに対して、全体では47%ぐらいが「そう思う」「どちらかといえばそう思う」という回答で、20代とか30代は結構「そう思っている」というような部分が70%ぐらいと高い率ですけど、逆に高齢者の方が、この70代では43%、80代では38.8%と高齢になるに従って「個人の問題」だというふうに捉えている方が多分に多いというような、そんなアンケート結果を見て、やっぱり高齢者の方が津別は自殺者の方が多いというのも、何かやっぱりそこら辺も関係してくるのかなと、このアンケート結果を見てそんなふうにも感じる部分もありますので、この意識を変えていくような形での高齢者向けのゲートキーパーの講習もそうですけど、いろんな形での啓発を強めていかなければならないなというふうにも思っています。

昨年の自殺者数、全国では2万320人、一方で交通事故の死者は2,663人なんですね。交通事故死は一時、私が役場に入った時は1万7,000人ぐらいという昭和47年ぐらいはそのぐらいで、交通戦争というような形で言われた時もあったんですけど、関係機関だとか国民の皆さん的安全運転といいますか、そういったような意識醸成でここまで数を減らした部分があると思うんです。そういう部分を考えれば、自殺者も以前3万人以上になった時も社会問題になっていたと思うんですけど、今2万人でずっと推移しているんですけど、これは社会的な問題になかなかなっていなくて、ずっとそれが横ばい状態できているということが、やっぱりその意識を変えていく、そこに役場なり関係機関の方が働きかけていく必要があるのかなというような、そんな思いを持っておりますので、ぜひ新たにできた計画に沿った取り組みを進めていただきたいということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

最後に、町長、コメントがあればお願ひします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ありがとうございます。

私もこの結果を見て、多いなというのが率直な感想でした。

特に、高齢者の方が多いというのは、今、議員がおっしゃったとおり、やっぱりそういう育ち方をしてきたというか、あまり人に愚痴を言わないというか、思っている

こと、苦しんでいることは自分で整理していくというふうな教わり方も、そういう風潮もずっと続いてきたのかなとも思ったりするわけですけれども、今の時代の中では、やはり若者たちの考え方ももっと広くなっていますので、特に津別の場合は高齢者が多いということですので、こここのところも少し重点にしながら対策を進めまいりたいと思います。

できるだけ相談に来やすいような、そういう環境づくりが一番大事かなというふうにも思いますし、それにしっかり対応するほうも大変なことだというふうに思いますけれども、ゆっくり話をしながら、心を和ましていっていただければなというふうに思いますので、町としても、今後計画に基づきまして努力してまいりたいと思いますので、議員のほうもご協力のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 次に、7番、高橋剛君。

○7番（高橋 剛君） [登壇] 議長より発言のお許しをいただきましたので、先に通告いたしました件につきまして、質問のほうをさせていただければと思います。

テーマは、児童館について、ということでございます。

児童館は、開設以来、津別町の子どもたちに愛され、長年町民に親しまれてきた施設でございます。

ただ近年は、施設の老朽化が目立つようになってきており、修繕をしながら使い続けております。

そこで次の点についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目なんですが、コロナ禍以降の施設の利用人数というのはどうなっているのか、お教えいただければと思います。

2点目、今後、児童館を使用する児童生徒の人数はどのようになると考えておられるのか、教えていただければと思います。

3番目、現在の建物の現状と課題は何なのか、お答えをいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 高橋君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（近野幸彦君） では、児童館について答弁させていただきます。

はじめに、コロナ禍以降の利用人数についてですが、令和5年が1万1,667人、令和6年が1万973人となっております。なお、コロナ禍前と現在を比較しますと児童の数が1割ほど減少しておりますので、利用人数の減少傾向にあります。

次に、今後の児童館を利用する児童数についてですが、ここ数年、出生数がかなり減少しておりますので、6年後には児童数が現在の約6割程度になる見込みですので、児童クラブと一般利用を合わせた登録者数についても約6割と考えますと60人程度、そして利用者数は、現在、平日の平均で50人程度ですので、30人程度に減少するものと考えられます。

次に、現在の建物の現状と課題ですが、現在の児童館は、昭和44年に建設以来56年が経過し、旧耐震基準適用の建物である上に老朽化が著しく、また、2階建てという構造上、見通しも悪く子どもたちの様子を把握しにくいという状況もあり、近い将来、建て替えの必要があると考えております。

○議長（鹿中順一君） 7番、高橋剛君。

○7番（高橋 剛君） [登壇] 今回は児童館についてということで、今、教育長のご答弁にもございましたけれども、現在の児童館の建物というのは、昭和44年ということで、私が44年生まれですので非常にやはり時間がたった施設だなということで、私も子どもの時にあそこの施設で遊んでおりましたし、いまだにあるというのは非常に感慨深いなということでお話をさせていただければなと思いまして、今回、質問に取り上げさせていただきました。

それと、後でまた少しお話しさせていただければと思うんですが、今回の道内視察のほうで、総務文教常任委員会のほうで、恵庭のほうで複合的な施設のいろんな機能が含まれた感じなんですけれども、その中に児童館の機能も入っているんですが、そのような施設を見てくるというようなことも計画しておりますので、津別町の現在の状況というのを知っておくのもいいのではないかなと思いまして、あわせて取り上げようかなと思いました。

まず、追加で質問させていただければと思うんですが、今おっしゃったように、建物は非常に古い状態ですけれども、まず使っている子どもたちですか、保護者の皆さんですか、そういった方々からの評判というのを、もし聞いておられれば教えて

いただければと思うんですが。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） アンケート等をとっているわけではないので具体的にはわかりませんが、運営自体としては、「いつも預かってもらって、ありがたい」という声はいろいろ照会等も含めて聞こえてくるのは実態です。ただ、あまり多くの人は言いませんけど、「建物が古い」ということは、みんなというか全員思っているかなと思っています。

○議長（鹿中順一君） 7番、高橋剛君。

○7番（高橋 剛君） [登壇] そうすると、やはり施設の重要性というのは、町民の皆さん、お子様方ですか、保護者の方からもその重要性は認識をされているし、感謝もされていると。ただ、施設がちょっと古いのではないかということであるという現状だということで理解をいたしました。

次に、建物の安全性について何問かお伺いしたいと思うんですけども、先ほども言いましたけれども、非常に建物が古くて、今、修繕費を毎年いろんな形で予算で手当をとして、それで何とか回している感じかなという印象を受けます。

例えば、今年の予算審議の時にもお伺いしたんですけども、本年度の児童館の管理経費の修繕費、これの額というのが272万9,000円だったかなと思うんですけども、内容は確か暖房機器8台分ということでお伺いをその時にさせていただいたかなと。それ以前からも外壁を直したりとか、いろんなことがあったと思うんですけども、老朽化がそういう一つの例を挙げても顕著になってきているのが確かなのかなと思っています。

そこで、改めて確認をさせていただければと思いますが、今現在ですぐに修繕等が必要な箇所、もしくは機械その他というのは児童館の中にあるのかどうか、あればどのぐらいの期間で変えていかなければいけないというお考えがあるのかどうか、その辺をまず教えていただければなと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 今、答弁したとおり、この後の話にもなるかもしれないのですけども、近い将来の建て替えを考えているということで、大規模な修繕というの

は考えておりません。もしあつたとしても、何とかだましまし乗り切れる方法を考えていくという方向になっていくと思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、高橋剛君。

○7番（高橋 剛君） [登壇] まさにどうなのかなと思っていたところでございまして、予算の時にもお伺いをしたんですけど、建て替えという考えはあっても時期はわからないということでお答え、予算の時にお伺いした時には、時期というのは決まっていないんだということでお伺いをしていたかなと思います。これ、まず時期が決まっていかないと、今、教育長にご答弁いただきましたが、例えば大規模な改修ですか、そういったようなことというのは、まずちょっと今は考えられない。ただ、小破の修繕であっても、なかなかこの後どのぐらい先まで使うという計画がないと、お金をどのぐらい入れるとか、設備をどのぐらい更新していくとか、なかなかそこが見えてこないのでないかなと思うんですけども、建て替えの時期については、今のこの時点でも何年後とかいう具体的な、ぼんやりとした何といいますか未来図、将来図でもいいんですけども、そういったようなことも今のところはまだ考えられていないということで理解していいのかどうか、確認させていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 今のところ決まってはいないんですけども、主要事業にあわせて役場の予算で中長期の計画というものを出すものがありまして、今のところ事務局の考えとしては、令和10年設計、令和11年建設ぐらいでどうですかということで、一応、今、中長期の計画としては出している段階で、これが、そのタイミング等もまだ何も決まっていないという状態ですけど、我々から出している状況としてはそういう状況です。

○議長（鹿中順一君） 7番、高橋剛君。

○7番（高橋 剛君） [登壇] 私の今回の答弁の中では、先ほどから何回かありましたけども、これにお金を使ってくれという気は一切ございませんので、ただ、これ難しいのが、この間の給食センターの時にも思ったんですけど、本来の計画よりもずっと後になつたら高くなってしまって、とてもじゃないんですけど、これ建物が非常に古いのは理解しているんですけども、だったら建て替えたらどうですかという

のはなかなか提案しにくいなというのが正直なところで、議員としてのというのは、どうしても今度は中長期的な町の財政にもこれ影響を与えますし、いろんなところでいろんな問題が出てくるんだろうなとは思います。

ただ難しいのが、かといって、じゃあ最初に私はどのぐらいの利用者の推移なんですかと標題でもお聞きして、お答えをいただいて、これから児童生徒の数が減ってくると。利用者の数が明らかに減る、だけれども、じゃあこの施設を使わないんですかと、この事業をやめるんですかという話になると、そういうわけにはいかない。そうすると建物は非常に古くなっていて問題は出てきている。だけれども建て替えるとなつたら非常に高いということで、なかなか難しい問題だなということで認識はさせていただいております。

もう一つ、安全性について別な角度でお伺いさせていただければなと思うんですが、耐震性について、当然これ先ほどご答弁にもあったかと思いますが、現在の児童館の建物というのは、昭和 44 年で新耐震基準が定められたのが 1981 年、施行が 6 月 1 日ということで、もともとの旧耐震基準というのが震度 5 程度の中規模地震で、倒壊防止を目的としていたのが旧耐震基準で、この 1981 年以降の新耐震基準というのが、震度 5 程度の中規模地震では軽微なひび割れ程度にとどまり、建物が倒壊しない基準に加え、震度 6 強から 7 の大規模地震にも耐えられるよう、そういう基準に変わったということなんですけれども、津別の場合は非常に地震が少ない土地柄というのは皆さん納得していただいているのかなと思いますが、ここでも過去に言ったこともあると思うんですが、地震に関しては、プレート境界型は津別はあまり影響がない、ただし直下型の地震というのは、どこで起こるか全くわからないので、そういった地震は津別でも起こる可能性があるということで、以前、専門家からもお伺いをしております。先ほど、ぼんやりと教育委員会のほうでは計画 10 年で、11 年から何とか今のところできればいいかなという青写真がありつつも、それまでは使っていかなければいけないですから、この耐震基準に満たされていないというこの建物の今の地震に対する備えの認識というのは、どのように考えておられるのか、ご意見があればお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 私、その前、しばらく前からも児童館の建て替えについては話題になっていますし、建てたいという方向だったと思うんですけど、やはり、この間いろいろ建ててきましたし、少し厳しくなってきているのかなというのがありますと、それと今考えているところによりますと、令和8年、令和9年ぐらいでちょっとしっかりとと考えながら計画を立てて、令和10年の設計ぐらいに向かえればなというのもありますし、また今、置戸町も建設中というのもあって、来年夏ごろに完成というのもありますので、そちらの様子、結果も見せてもらいながらというのもあって、令和8年、令和9年でちょっと考えて、令和10年設計、令和11年建設ということを一応教育委員会としては考えさせていただいているということで、旧耐震基準ということで、ちょっと厳しいというのは重々承知しているんですけども、やはり建て替えのタイミング、お金とか、その計画をいいものにしていくということを考えると、少しこれぐらいの時間をかけていったほうがいいのかなという判断で、その耐震性とか危険性があるというのは重々承知しているというところです。

○議長（鹿中順一君） 7番、高橋剛君。

○7番（高橋 剛君） [登壇] 正直言って、その間に地震がなければ問題はないわけで、その点に関しても建物自体はそんなに強くないということは、もう重々、教育委員会教育長としてもご認識されていると思いますので、適切なマニュアル等はあったかなと思いますけれども、そういったものがすぐ力を発揮できるような状態にしておいていただければなど、そのように思います。

それと次に、中の人の問題についてもちょっとお伺いできればなと思うんですが、この間、委員会のほうに令和6年度の津別町教育委員会点検報告書ということでいただいておりまして、その中でも児童館について保護者の就労による放課後児童クラブの登録者が年々増加をしており、施設環境の整備と指導員の確保がいまだ課題となっているということで載っておりました。これ以前から指導者の不足という問題もあったかと思いますけれども、現在の指導者の状況というのはどうなっているのか、教えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） そこの書き方が微妙だったんですけど、ずっと結構この間

いろいろ辞めたり採用したり、辞めたり採用したりということで少し苦労していた部分もあって、そのまま今もそういう状況なんんですけど、今のところ、ちょっとフルタイム会計年度任用職員5人と、あとパートタイムで回している状況んですけど、フルタイム会計年度任用職員5名は今辞める予定の人はいないので、とりあえずそこで足りないということはないんですけど、ただ今、言われたように、ちょっと放課後児童クラブに通っている子どもが少し増えているのと、少し手のかかる子もいるということもありまして、ちょっと5人で、また土曜も開けているので4人しかいないというパターンの時もあるので、少し人数が足りないなというところがあって、これから教育委員会としては、もう少し人を増やしたいなということはあるんですけど、今のところ、今の状況として不足しているということではないです。

○議長（鹿中順一君） 7番、高橋剛君。

○7番（高橋 剛君） [登壇] とりあえず足りているということで、その点に関しては、安心はしたのですけれども、これはもし分かっていたら教えていただければなとも思うんですが、これ指導者がなかなか集まりにくい、もしくは、辞めてしまうというのは何が原因なんでしょうか。例えばですけど、「どうしても給料が安過ぎる」とか、例えばですけど、「これだけ休みがとれないと、ちょっとね」というようなお話をだったら、そういうところを改善していけば人の離職率って下がるのかなとも単純に思うんですけれども、その辺のデータというか、わかつていれば教えていただきたいのと、もし、ちょっと今後も安定して確保したいんだよねというのがあれば対処の方法、それを考えていることがあれば教えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 条件的にいくと、今、大体役場の中のフルタイム会計年度任用職員だと昇給もありますので、役場1級の30号俸というところにいくので、年収ベースで大体350万円ぐらいにいくところに上がっているので、それは入るときに大体それがわかつていて入ってきてているというのがほとんどだと思いますので、お金の面で、やはり安いのでやめますというパターンはほとんどないと思いますが、人それぞれいろいろなパターン、家族の問題でありますとか、仕事の内容がやっぱりあわなかつたとか、そういういろいろな個々の内容によって辞めているので、偏ってどうし

て辞めるということはないのかなと思っています。

○議長（鹿中順一君） 7番、高橋剛君。

○7番（高橋 剛君） [登壇] 大体、施設のことについても、基本的にはもう建て替えますというようなお話というのをお伺いした時に、将来的にはハード面ではそういうふうな感じで進んでいくのかなということで理解はさせていただきました。

ここで今回、来月お伺いをさせていただく恵庭市の生涯学習施設の「かしわのもり」という所をちょっとご紹介させていただければなと思うんですが、コンセプトは恵庭市の生涯学習施設ということで、基本理念が「次世代を担う子どもたちを地域が育む」“地育”を掲げ、地域住民や市民の居場所としての交流機能、子育て支援センター、児童館のように子どもたちが自由に過ごす場、放課後、子どもたちも教室のような学びや体験ができる、そのようないろんな機能を持った施設ということになっております。

これ内容を見ると、感じとしては児童館と津別でいうと中央公民館と、若干、農トレの一部みたいな感じのやつを組み合わせた感じがするんです。学ぶ場所というか、勉強したければ勉強する。体を動かしたければ、こういう所もある。文化的なことをやろうと思ったら、例えば中央公民館で畳敷きがあったりとかしますけど、そういうふうな感じのやつが一体となった施設というような感じなんですけれども、先ほど基本的には建て替えるお考えだということでお伺いをしたので、ちょっと提案もどうかなと思うところもありますが、どうしても先ほども言いましたけれども、今、新しい施設を建てるを考えると、建物自体非常に高額になってくるので、既存の施設をこのように例えば使っていくとか、そういうふうな考え方もあるかと思うのですが、こういったアイディアというのは、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 今、課題としては、基本的に児童クラブに通う子が多いということで、この登録者が 59 人ぐらいいて、それが毎日全員来るわけじゃないんですけど、ほかにバス待ちとか一般利用の人が 40 人ぐらい登録すると 99 人ぐらい登録しているんですけど、なのでほとんどは児童クラブに通う子の利便性というのを一番考えなきゃいけないので、まずは学校に近いというのが一番の利便性なので、私たちは

その上にコストも下げたいということを考えると、今何も決まっていない段階ですが、小学校の体育館のそばに建てるのが一番かなということで、ほかの児童館で、いろいろ体育館を割と中途半端な大きさでつくったりとか、市民の方が集える部屋をつくったりとかそういうことをしていますけど、そのことによって莫大に建設費用が上がるということもありますので、そういうものを全部排除して、児童クラブとその子どもたちが使う機能に特化して、できれば小学校の体育館に隣接させて、体育館機能は小学校の体育館を使えればなというのが今我々教育委員会の中で考えているものです。

○議長（鹿中順一君） 7番、高橋剛君。

○7番（高橋 剛君） [登壇] もう一つ、この間、私、今店をやっていますのでお客様が来ていて、いろんな雑談をするんですけど、その中でちょっと出ていた、打ち合わせの時にも課長のほうからもちょっと教えていただいたところ、全く同じことを言っていまして、ある町では生徒が減ってきたので空き教室が出ると。そこを使っているというところもあるらしいのですが、津別の場合、その学校施設の一部を児童館に転用する、そういうようなことのアイディア、これに関してはどうお考えでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 前にも話されていることはあると思うんですけど、特別支援の関係で、今かなり小分けして部屋を使っている状態で、もともと使っていた「みずなら俱楽部」とかそういうのも出てもらったり、もともとあった郷土資料室も無くなったりとかいろんなことをしながら、今はほぼ全部使っている状態です。

それと放課後の管理の問題からすると、やはり体育館の入口のほうで、学校側は閉鎖して、違うほうから児童館とつないだほうが管理のほうでもいいのかなというのもありますので、今のところ、ちょっと空き教室を使うスペースというのは、まず無いのかなというのと、できれば、なるべくコンパクトに児童館を建てていきたいなというふうに考えています。

○議長（鹿中順一君） 7番、高橋剛君。

○7番（高橋 剛君） [登壇] 質問は大体終わらせていただいて、最後にまとめ

をさせていただいて終わらせていただければと思いますが、基本的に津別町の場合は、今ご答弁で何度かありましたけれども、新しくつくっていきたいと。将来的には考えているということで、大規模改修は、その関係もあるのでなかなか今のところを使いつつなのでなかなか難しいという現状にあるという認識をさせていただきました。

先ほどご紹介をさせていただいた「かしわのもり」という所は、来月ほかの議員の皆さんと委員会のほうで視察させていただければと思いますので、津別の現状を踏まえて施設のほうもまた見させていただければ違ったものが見えてくるのかなと思いますので、それでもし津別にフィードバックできることがあれば、またお話をさせていただく機会があればお話をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

最後に何か教育長あれば、それで終わらせていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 先ほどからも話していた児童クラブの部分で、結構、親御さんが両親とも働かれている家が多くなっているということで、人数が少なくなってきた割合としてはちょっと増えてきている感じもあるので、これからもどんどん子どもは減っていきますけど利用価値が高い施設になるかと思いますので、我々もなるべく建てられるように頑張っていきたいと思いますし、視察に行かれた時にはしっかり勉強して、いろいろ教えてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時 5分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、8番、小林教行君。

○8番（小林教行君） [登壇] ただいま、議長の発言のお許しをいただきましたので、先に通告した件についてお尋ねいたします。

奨学金制度についてであります。

奨学金は子どもたちが、経済的な理由で進学を諦めることなく、やる気と能力に応じて教育を受ける機会を支援する大変有意義な制度であります。

日本学生支援機構の調査では、約半数の学生が何らかの形で奨学金制度を利用しておらず、その平均借入額は300万円を超えており、実態がございます。奨学金は大きく給付型と貸与型の二つに分類され、貸与型は利子の有無などもありますが、将来返さなければならない借金であります。

この奨学金の返済が未来を担う若者たちに大きな負担となり、解決していかなければならぬ課題であります。

そこで、以下の点について伺います。

1点目、津別町の奨学金制度の内容と実績について伺います。

2点目、津別町の奨学金返還支援制度について内容と実績について伺います。

また、若者の将来負担の軽減を図るためにも、この支援制度を拡充することができないか伺います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 小林君の質問に対して理事者の答弁を求める。

教育長。

○教育長（近野幸彦君） それでは、奨学金制度について答弁をいたします。

はじめに、津別町の奨学金制度の内容についてですが、高等学校以上の学校に就学する方に対して、無利子の奨学金を貸与する制度であり、高等学校に就学の方又は在学する方には、1ヶ月あたり1万円以内、専修学校、高等専門学校または大学以上の学校に就学または在学する方には2万5,000円以内の額を貸与し、貸付期間終了後10年以内に返済していただく制度となっております。

次に、貸与の実績についてですが、今年度の状況といたしましては、新規4名、継続9名の計13名に貸し付けており、現在、25名の方が返還中となっております。

この後、町長から答弁いたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは続きまして、奨学金返還支援制度についての内容と実績についてですが、内容につきましては、各産業における人材確保と若者の生活安

定のため、移住・定住施策の一環として、津別町内に新規に就職し居住する者に対し、年度内の奨学金返還金の上限を12万円として補助する制度であり、平成29年度より開始し、これまで町内の各事業所に対し個別の案内を行うなど普及啓発に取り組んできたところです。

実績につきましては、初年度である平成29年度が5名、平成30年度が新規1名を加え6名、令和元年度が新規7名を加え13名、令和2年度は新規ではなく中止1名により12名、令和3年度が新規5名、中止1名の16名、令和4年度が新規4名、中止2名の18名、令和5年度が新規3名、中止1名の20名、令和6年度が新規3名、中止1名の22名となっております。

この支援制度における支援金額の限度額につきましては、教育委員会で貸付している奨学金に倣って算定しているため、今後、昨今の物価上昇等を勘案して奨学金の増額が行われる場合は、それに沿った支援金の変更を検討したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、小林教行君。

○8番（小林教行君） [登壇] 今、お答えいただきました津別町の奨学金制度につきまして、主に月額2万5,000円以内の貸付を年単位でいいますと、1年間で30万円、4年制大学ですと4年間で120万円が上限というお答えだったかと思います。この中で、やはり次の答弁にもありましたけれども、ここの上昇がということありました。

まず教育長に伺いたいのが、物価高騰に対する対策として、この貸与の上限額を拡大することはできないか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） いきなり答弁の回答になってしまいますけれども、昨今の物価上昇もいろいろ大変になっていると思いますし、また津別の場合は長く変わらなかったというのもありますし、また近隣の町と比べてもちょっと低い状況もありますので、金額的には今現在の仕組みの中で貸与金額のアップについては全体の中で協議して上げていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 8番、小林教行君。

○8番（小林教行君）　〔登壇〕　いろいろ今、お米の値段が今、昨年に比べて2倍に上がったとか、いろいろ物価高騰のこともいろいろ言おうかと思っていたんですけども、現状にあわせて上げていただく考え方であるというお答えでしたので、そのようによろしくお願ひしたいと思います。

本来でしたら、最初にこの奨学金の質問をしたときに、一番お願ひしたかったのが給付型の奨学金だったんですけども、返さなくてもいい奨学金支給というところだったんですけども、いろいろ財政の事情を聞いてまいりますと、とてもそこまでは手が回らない。それ以上に、子どもたちに先に支援しなければいけないところがあるということも聞いておりましたので、まずは、ここの貸与型の奨学金の拡充というところを今回重点を置いて質問させていただきたいと思います。

そこで2点目の奨学金返済支援制度についてであります。

今、教育長のお答えのように、昨今の物価高騰に対しまして現在の事情にあった支給額に変えていくというお答えでございました。北海道でいいますと、この奨学金返還支援事業が約6割の自治体が実施しているところでございます。これも調べましたところ、大体津別町と同じように年間12万円が上限、最長10年、大体これが年間24万円だったりすると、5年間で上限だったりして、大体120万円というところが平均としてございました。その中で更別村が2025年、今年の令和7年度から10年間で360万円の奨学金の返済の上限を設けるという施策がございました。このように、やはり更別村は人口3,000人ちょっとの所でございます。これも調べましたところ、だいぶ、平成の初めぐらいから3,000人、ほとんど変わらないようなところは、やはり先を見越した施策をされているのかなと深く感じたところでございます。

渡邊議員の一般質問の時にもありましたけれども、打ち出の小槌のようにいくらでも財源があるのであれば、いくらでも出したいという気持ちもあると思いますけれども、やはり未来に対する投資というところで、ぜひ、この奨学金返還支援事業の拡充について、支援の充実の町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　更別村はすごいなというふうに思いますけれども、きっと収入もそれなりにあるのかなと。例えば、ふるさと納税額はどれぐらいになっているの

かだとか、いろんな要素があるかというふうに思いますけれども、町のほうとしては、やはり財政規律もしっかりとして、財政運営というのは皆さんにあまり極端な負担をかけたりとか、不安を与えたりとかというのは、やっぱり町としてできない状況にあります。特に、今一度お話をさせていただきます。ちょうど私、平成18年の12月に町長になったわけですけど、そのほとんど1期目というのは起債の借り入れというのは全くないような状態がありました。もちろん国の制度によって地方交付税が全額支払われる一部、臨時財政対策債という名前のもとに分割払いするようなそういう起債の借り方というのはありましたけれども、それ以外の例えば過疎債を借りるだとか、いろんな起債の種類がありますけれども、平成19年に災害があって630万円借りたきりと。そして、あと平成20年、平成21年は一切借り入れをしていません。そして、平成22年から集中的に公営住宅の建設を、「歩いて暮らせるまちづくり」ということで進めてまいりまして、3年間は公営住宅債しか借りなかつたという状況であります。ですから、これまで年で一番借りたのが令和2年です。ここを建てて、そして消防も建ててということで、それまでの令和2年以前も借入額を、また借り入れなかつた年も先ほど申し上げましたようにありましたけれども、足して平均で割ると、大体5億円ちょっとというような状況であったんですけども、令和3年度には、実に35億円を借りているんです。ですから、この35億円を借りて過疎債だとかいろいろ緊防債だとかいろいろありますけど、交付税措置のあるものがありますので、交付税がその分7割見てくれるとかはあるんですけども、同時に3割分の大きな金額になっていくという状況になっています。それが、例えば消防庁舎でいえば、来年から5年据え置きですから元金の償還が始まっています。約10億円借りていますよね、ですから3億円ぐらいをまた返していくかなければならないということで、既にこの庁舎の部分も返済が始まっていますので、そういう状況を見ると、確かに交付税は上がるんですけど、それは借金の返済分として見てくれているからキープしたり、若干上がったりしているんですけど、ほかの中身を見るとやっぱり人口が減少してきているので、要素としては下がっているんです。そうすると、その借り入れで見てくれる分まで、よそのものに使うというわけにはいきませんので、後で大変なことになってしまいますので、そういうことも踏まえながら財政運営をしていかなくてはならないのかなというふ

うに思っているところです。

ほかの状況も、お隣の町だとか見てもトータルでいければ津別は120万円ですけれども、お隣の町では100万円と。ただ、それはうちは10年ですけれども、向うは5年間ということで、いろいろ年数が違ったりとかさまざまありますけれども、そんなに悪くはないんじゃないかなというふうには感じているところです。

この部分というのは、実は国も制度を持っていまして、国の補助制度の基準に該当すれば特別交付税というか交付税で半分見てくれることになっています。それがあるんですけども、実は津別、今22名です。現在もらっている方というのは。これ公務員とか消防とか、あるいは教員とか、そういう方たちには国の補助対象にはならないんですね。ですから民間に勤められた方だとということになりますので、例えば去年でいえば、交付額全体としては約220万円支出しているんですけども、それに對して特別交付税で入ってきたのが、本来でいえば220万円の半分でいえば110万円になるわけですけれども、実際に対象として入ってきたのは65万円ぐらいということで、無いよりはいいわけなんですねけれども、そういう状況になっています。これがまたどんどん増えていくと、財政に与える影響もこれだけならそんなに大きなものではないんですけども、今まで、あるいはこれからもお話をあった部分も、それぞれみんな加味していくと結構な金額になってくるなということで、そういったことも頭に入れながら検討をしていかなくちゃならないかなというふうに思っています。

ただ、そういった中で、先ほど教育長も申し上げましたとおり、津別町の奨学金の額というのは、ずっと変えていませんので、かなり他町村から見ると低額になっています。ですから、そのところの見直しが行われれば、例えばですけれども大学だと2万5,000円ですが、これを3万円にするとか4万円にするとか、場合によってはお隣では5万円になっている所もあると思いますけれども、それを上げると全額また就職してこっちに戻って来た時に見るようになりますか、それとも8割ぐらいにしていくか、それは財政状況を見ながら決めていきたいなと思いますけれども、そこの奨学金そのものの金額を変える時が、ちょっと一定のこの支援制度のほうも連動して考えるという状況になるかというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 8番、小林教行君。

○8番（小林教行君）　〔登壇〕　財政状況の詳しいところ、答弁ありがとうございます。

やはり、財政が厳しいというのもございますけれども、日本という国全体で人口減、少子化が進んでおりますけれども、奨学金の返済が重荷となって婚期を遅らせ、晩婚化が進むことによって少子化に歯止めがきかないといったことも要因の一つにあると考えます。

しっかり4年大学でしっかり学んでいただいた方々、優秀な人材をこれから取り込むためにも、ぜひ津別町も更別村とまではいきませんけれども、他町村に先駆けて、先行して、この優秀な学生、優秀な若者たちを津別町に呼び込むというのが今後必要になってくると考えます。

また、とは言え財源がなければやりたくてもできないというのは現状でございます。財源につきまして、津別町にふるさと納税される時に寄附するお金をどのように利用してほしいか、使い道のカテゴリがあると思いますけれども、その中にぜひ学生支援のために奨学金の返済も取り組んでいるので、そこにも充てたいという文言もぜひ入れていただきまして、奨学金に苦しんでいたけれども、ぜひ応援したいといった方、また奨学金をふるさと納税を周知するもう一つの宣伝効果として相乗効果も狙えるかなとも思いますので、ぜひ今、ふるさと納税は1億円を目指して、まずは学校給食の無償化に取り組んでいると思いますけども、そこをさらなるふるさと納税1億円を超えた時には、ぜひ奨学金の返還支援にも充てるというふうに明記していただきまして、さらなるふるさと納税の税収増収にも取り組んでいただきたいと思います。

町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　ふるさと納税の項目の中にも、ちょっと内部でも協議をしながら進めさせていただければというふうに思います。

いろんな意味で学校生活の中でさまざま物価上昇の影響が出てきたりしているところですけれども、これはふるさと納税でいけば、何とか1億円を達成して学校給食費もというふうなことでお話をさせていただいておりますけれども、そういうことは国の方でも当然考えておりまして、ご承知の今年の三党合意の中で、来年度から小

学校の給食費は無償化されることになります。ただ、やっている所、やっていない所、各全国ではさまざまですので、どういう原則にしていくかということで武部代議士にもお聞きしますと、一番苦労しているんだというお話を承ったこともありますけれども、いずれにしても何らかの形で、来年度は小学校の部分については無償化されるというふうに思います。

また合わせて、高校の授業料の無償化も三党合意の中でスタートするということではありますので、少し経済的にはご家庭の中では負担軽減になっていくのではないかというふうに考えているところですけれども、今のふるさと納税に加えることも、ついては検討させていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、小林教行君。

○8番（小林教行君） [登壇] 最後になります。

奨学金の支給と返還支援と二つの面から質問させていただきました。

冒頭申し上げましたように、子どもたちが経済的な理由で進学を諦めることなく、在学中も資金面への負担を減らし充実した学びを支援していくことが今後ますます重要になるとを考えます。

また、しっかりと学びを充実させた優秀な人材が、津別でその力をいかんなく發揮し、津別の未来を切り開くためにも、奨学金返済という負担を軽減させる施策が肝要になると想え、ぜひ、この奨学金返済支援事業の拡充について実行いただきたいと思います。

最後に町長より何かあれば伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） お話にありました部分は、先ほども申し上げましたとおり教育委員会と連携して協議をさせていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 次に、1番、巴光政君。

○1番（巴光政君） [登壇] 議長の発言のお許しをいただきましたので、先に質問の項目に従いまして質問させていただきたいと思います。

質問事項は、高齢者、障がい者の熱中症予防のための対策についてであります。

近年の気象状況は、世界全体および日本において記録的な高温傾向にあり、猛暑日

や熱帯夜の増加といった異常気象現象が頻発する傾向にあります。

この傾向は地球温暖化と関連しているとされ、今後も気象災害の激甚化・頻発化が予想されている状況にあり、管内でも熱中症による死亡や緊急搬送のニュースが伝えられています。

そこで、次の点についてお伺いします。

一つ目として、町内では、熱中症予防のためクーリングシェルターの設置が図られているが、利用状況はどうか。

また、災害級の暑さの時、熱中症の危険性が特に高いとされる独居高齢者などの緊急避難を行うため、自宅へ訪問し、必要に応じて町指定のクーリングシェルターへの送迎することも、今後において検討すべきと考えるがどうか。

二つ目に、空調家電メーカーの調査では、北海道のエアコン設置率は約 60%弱と全国平均約 94.4%を大幅に下回っています。

これは、北海道の比較的涼しい気候に加え、本州以南に比べて夏が短く、夜間の気温が下がりやすいといった背景があると言わっていましたが、近年では、異常気象による熱中症患者の増加など健康面での必要性も高まり、設置率が向上しているようあります。

一部の自治体では、高齢者世帯や障がい者がいる世帯に対し、設置費や購入費の一部を助成する制度を実施していますが、津別町でも「高齢者の命を守る」ことを最優先に据えた取り組みとして、生活に困窮する高齢者や障がい者を対象に助成を実施できないか伺います。

○議長（鹿中順一君） 巴君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、高齢者、障がい者の熱中症予防のための対策についてお答え申し上げます。

はじめに、クーリングシェルターの利用状況についてですが、津別町においては、熱中症警戒アラートが発表された際に開設することとしており、今年度はこれまでに 6 日間、町内 6 カ所の公共施設をクーリングシェルターとして開設しています。

指定施設は、いずれも平當時から自由に入り出しができる施設であることから、クーリ

ングシェルターの利用者数に限って正確にカウントすることはできませんが、各施設の管理者から、アラート発表時には普段より滞在者が増加するとの報告を受けています。特に図書館において職員が確認したところ、アラートの発表時には通常より約10人程度滞在者が増加したとの報告を受けていますが、いずれの施設においても、過度な混雑は生じておらず、受け入れ体制は確保できているものと考えております。

クーリングシェルターへの送迎については行っておりませんが、今年度の熱中症警戒アラートが発表された6日間において、包括支援センターが担当する高齢者のうち、特に熱中症のリスクが高いと思われる43名の方について、連日職員が電話や家庭訪問を行い、健康状態や冷房機器の使用状況を確認しております。

その結果、43名のうちクーラーの設置は8世帯、置き型冷風機が4世帯で、約3割の世帯に冷房設備があり使用しておりました。健康面においては、訪問中に体調不良者1名を発見し入院に至った事例もありましたが、多くは職員の助言を受けて熱中症にならないようご自身での健康管理や受診をすることで、体調の悪化を防いでいたものと思われます。

本町のクーリングシェルターは市街地に集中しており、自力で設置施設まで移動することが困難な方は相当数いるものと予想しますが、設置施設までの送迎については、車両や運転手の確保と対象範囲をどのようにするかなど課題が多いため、現段階では確実な実施は難しいと考えております。

次に、生活に困窮する高齢者や障がい者を対象とした、エアコン等冷房機器の設置・購入費の助成についてですが、近隣自治体では置戸町と大空町が熱中症予防を目的として、令和6年度より実施しています。両町とも対象は、高齢者のみの非課税世帯としていますが、大空町はこれに高齢者と身体障害者手帳を持つ方のみの非課税世帯も対象に加えています。

地球温暖化は人間が招いた結果であり、年々その影響がさまざまな分野へと拡大しています。今回、高齢者宅を訪問した職員の意見や近隣市町村の動向を参考に、この件につきましても来年度に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 1番、巴光政君。

○1番（巴 光政君） [登壇] ただいまの答弁で、クーリングシェルターへの利用状況について、カウントの確認はできていないようですけれども、図書館へ入った人数、10名程度は余計に来ているんじゃないかというような回答であります。6回のアラート中、熱中症の危険性が特に高いとされる独居高齢者や障がい者世帯などへの確認は、連日訪問や電話などで連絡を取っているということであります。その中で、1名が体調不良で入院をされたということではあります、職員の助言で、ほかの人たちは無事に過ごしているということであります。

十勝毎日新聞社、7月23日の記事で、鹿追町がクーリングシェルターへの車両送迎ということで載っておりました。十勝管内を襲う災害級の暑さで、熱中症のリスクは高まっている。各自治体が対策を呼びかける中、鹿追町では、23日朝から熱中症の危険性が高いとされる独居高齢者などの緊急避難を行った。町職員が自宅を訪問し、町指定のクーリングシェルターへの送迎を行い、暑さがピークの日中は施設で涼んでもらう対策をとった。避難は23日、24日の猛暑予測を受けて、高齢者福祉に関わる担当職員が提案した。ケアマネージャーが日常的に訪問していて、特に熱中症のリスクが高いと判断した町内の独居や要介護など高齢者世帯を対象にした。送迎車に乗った高齢者は、23日午前10時ごろからクーリングシェルターに指定された、町トリムセンターに続々と到着した。エアコンで室温を管理され、飲み物が用意された室内で涼み、安心した表情を見せた。避難して来たある人は85歳ですけれども、「エアコンがない公営住宅で一人暮らし、扇風機やうちわ、窓を開けるなどしてしのいでいたが、連日の暑さで外にも出られなかった。大変でした」と、「車も手放し、移動手段が限られる中で、送迎は本当にありがたい・家にいるよりも快適です」と話しました。

保健福祉課長さんは、「何かあってからでは遅い。特に、高齢者は体温調節機能が低下しているので、早めに対処することが必要」とし、「危険な暑さなので、町民の皆さんには積極的に施設で涼んでほしい」と呼び掛ける。

町では、24日も同様の対応を行ったということでありまして、どんな送迎体制をとったかも確認してみる必要があると考えます。

うちの町でも、その辺はいかがなものかと考えて、その点を質問したいと思います。

○議長（鹿中順一君） 丸尾保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（丸尾美佐さん）　ただいまの巴議員のご提案につきまして、お答えいたします。

鹿追町での、このたびの高齢者の方のクーリングシェルターまでの送迎対応につきましては、私たちの係でも把握しておりました。実際に詳しく調べましたところ、実際、何人の方を送迎されたかということが別に記事に載っておりまして、対応したのが 25 日、13 名ということが書かれておりました。実際にこちらの、また避難されたトリムセンターという場所につきましては、鹿追町の中でも保健や福祉介護などの多様な制度に対して、住民の方に利用していただくような整備された立派な施設が実際に載っております。入浴設備ですとか、あとはデイサービスをやるようなスペースもあったりとか、あと健診などもできるような大きな施設でありまして、この人数の 13 人の方を収容できるのは、もうそれはスペース的に対応する設備的にも問題がない場所であったと認識しております。

一方、うちのほうの町の今回対応した方 43 名のうち、実際にクーラーなど設備がない方は、やっぱり 30 名程度いらっしゃいますので、その方が 1 日広い場所、もしくは横になるような場所で過ごせるような所があるかということに関しては、鹿追町のように一概に対応は難しいかと思います。

また、この対象の選定の 13 名はどのように選定したかということに関しましても、我が町に当てはめましても、選定の部分でも課題が残ると思いますので、このたびの、先ほどの町長の答弁のように、まだ現状、完全に行えるようなものには難しいかと考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君）　1 番、巴光政君。

○1 番（巴　光政君）　〔登壇〕　その時の熱中症警戒アラートの発表をされた帯広なんですけども、最高気温で 40 度予想となっていると。24 日、十勝管内では、朝から気温が上昇して、午前 8 時現在、帯広で 30.3 度、管内 4 地点で既に 30 度以上の真夏日になったというようなことで、そういうことからも判断しますと、こちら 7 月 23 日なんですけども、北海道斜里町で 90 歳代の女性が熱中症の疑いで死亡しました。女性は、自宅で倒れているのを家族が見つけ、病院に搬送されましたが、その場で死亡が

確認されました。女性の自宅には、エアコンがないような状態で、窓も閉め切った状態でいたそうであります。発見時、体温が高かったことから熱中症とみられています。札幌管区気象台によると、同日の斜里町の最高気温は36.8度で、記録的な暑さの中での出来事でした。北海道では、この時期、記録的な猛暑が続いていました。斜里町でも、22日から猛暑日となり、23日午前10時の時点で34.7度を記録していました。発見は午前6時半とのことでしたが、前日よりの猛暑で夜間も体温が下がらることなく、蓄積された結果ではないかと推測しますと、残念な出来事だったなと思っております。そういうようなことがないように、やはりきっちとした見回りをしながら、前日も気温が高ければ、夜体温が下がらないような場合には、もう少しきっちとした対応を取っていかないと、こういうような結果になってはまずいんじゃないかということでの提案であります。

これに対して、何かありましたか。

○議長（鹿中順一君） 丸尾保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（丸尾美佐さん） 今回の管内で発生しました、90代の女性の方の熱中症による死亡ということに関しましては、北海道の斜里町ということもあり、実際には今までクーラーですとか、あと冷房の対応というのが不慣れな地域であったかということが予想されます。

津別町はもともと内陸でありまして、夏の暑さに関しましては高齢者の皆さんも年々暑くなっているということをよくわかっていますので、今回6月ぐらいから、地域で行う高齢者の集まりでは熱中症予防の対策について保健福祉課の包括支援センターの職員が中心になりますて、健康講話とか出前講座などで啓蒙を図っていたことや、広報誌、包括支援センター通信でも熱中症予防号なども出してしまって、実際に家庭訪問の中でも冷やすクーリングの仕方なども指導しながら、夜間になっても気温が下がらないことに關して、それぞれが予防対策をするように説明をして回っていました。それにより、今回、先ほど町長のほうでも答弁ありましたけれども、実際に回った方の中では、徐々に日にちがたつにつれて気温が上昇していった中で、早めに体調不良に気がつき、自主的に受診をして対応してくださった方も日を追うごとに増えていきましたが、何とかこのアラートの期間を乗り切って、その後もお元気

で過ごされていることは確認されております。

また今後も、次年度に向けて、夏は終わりましたけれども引き続き、それぞれが暑さ対策をして、自分の身を守るということに関しましては、継続で啓蒙周知を図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、巴光政君。

○1番（巴 光政君） [登壇] 保健師さんのそういう対応やなんかで、津別町はそういう事態は抑えられているのかなとは思います。

ちなみに、熱中症による救急搬送の関係で、令和7年度道内の熱中症による救急搬送人員は、昨年同期と比較して道内では2,691人で昨年より1,109人増の形となっております。

オホーツク管内では310人、前年から124人増の形となっております。ちなみに、美幌広域組合で美幌・津別全体で24人が搬送され、昨年より2人増ということで109%の増のようでございます。このうち津別町は2人が救急搬送されておりますが、前年と同じ結果ということで、先ほど保健師さんがいろいろ対応を取る手当等、訪問した時点でそれぞれ皆さんに伝えているようなことが結果としてよい結果になったのではないかというふうに押させております。

そこで、次の2番目の、生活困窮する高齢者や障がい者を対象に、エアコン助成を実施できないかでありますけれども、先ほど町長が述べられたとおり、オホーツク管内では置戸町、大空町が熱中症対策事業補助金を行っております。どちらも高齢者世帯のエアコン設置等に要する費用の一部を補助するということで、購入費用の2分の1、上限5万円を1世帯当たり1回まで交付するとなっております。置戸町の場合は、更新も対象になっています。対象期間は、置戸町の場合、令和10年3月までとなっております。

本州のほうでは、普及率が高いこともあり、高齢者エアコン購入費助成事業として修理費用、あと2台目のエアコンの購入費、設置費を補助の対象に加えている自治体もあります。

このようなことから、ぜひ津別町も、この辺も踏まえた検討をお願いできなかと

いうことも付け加えておきたいと思います。

その点、いかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これ、答弁したつもりでいたんですけども、来年度に向けて検討してまいりたいということあります。

エアコンの所有率というのが、今年また住民満足度調査をやる年ですけれども、2年に1度行っています。令和5年、前回分でいけば、その時にエアコンの所有率というのも出していまして、津別は69.7%ということで約7割の方が設置しているという状況です。もちろんこれは回収した3割の中での話ですけれども、おおむねそういう状況になるのかなというふうに思います。

この間といいますか、先週、来年度の事業を進めるにあたって、それぞれの課から主要な事業のヒアリングを終えて、現地視察をずっと先週やったところなんですけれども、それぞの「まちなか団地」だと、「達美団地」だと、「旭町団地」だと、あるいは「緑町団地」だとずっと見て回ったんですけども、意外に室外機がついていないなというのがわかりました。エアコンを設置している方がそんなにそんなにいないんだなというのが状況として何となくそういう感じを受けたところでありますけれども、これだけ暑さが年々酷くなってくるという状況でありますので、全体に対してなかなか対応するというのは、また先ほどの財政的な問題もありますので、高齢者だと、既に2町村が始まっていますので、そういったところも参考に、来年度に向けて検討させていただきたいと思っています。

○議長（鹿中順一君） 1番、巴光政君。

○1番（巴 光政君） [登壇] ちなみになんんですけども、町長のおっしゃっている検討ということはありがたく思っております。

それで、ちょっと気象庁の統計を開始した1898年以降、日本の年平均気温は長期的には100年あたり1.4度の割合で上昇しております。特に1990年以降、高温となる年が多くなっています。2019年以降は特に上昇しており、2023年の平均気温偏差値で1.29度を大きく上回り、2024年は1.48度と最も高い値となりました。平均気温が1.48度上昇したということが、それほど深刻な気候危機なのか、改めて実感したところであ

ります。

この経験のない暑さは、来年以降も続くとされていますので、ぜひ、そのことも踏まえてよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つですけども、このエアコン設置に関して、ちょっとあったんですけども、ある所ではエアコンをついているのに全然使わないと。「どうして使わないの」というようなことで確認したら、生活保護を受けている世帯だったみたいなんんですけども、「生活費がギリギリで、それで電気を使うことによって、電気代が1万円かかるんだったら到底払っていくことができないので使わない」というようなことが載っていましたので、その辺も踏まえた、これは例えば冬期の福祉灯油の関係の夏バージョンにもなるかもしれませんけども、ぜひ検討していただきたいなと思います。この辺もよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 気温の上昇については、国も深刻に受け止めているというふうに思いますし、SDGsだと、いろんな言葉も以前から出されているところでありますけれども、国のはうもゼロカーボンに2050年にしていきたいということでありまして、町も再エネを通じて地球の温暖化を少しでも津別町からも阻止していくこうということできまざまな取り組みを進めて積極的にやっているというふうに認識しておりますので、ご理解もいただければというふうに思います。

いろいろ要望事項としてはあるかというふうに思いますけれども、当然、そういう機器類を買えば電気代が発生するのはある種当たり前のことであります、そういうこともお考えになった上で、どの機種だとか、どの冷房装置を選定するかというのはしっかりと考えていただければなというふうにも思うところです。

いろいろありますので、どこまでできるかというのを含めて検討したいと思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時10分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、6番、佐藤久哉君。

○6番（佐藤久哉君） [登壇] 議長のお許しをいただきましたので、先に通告のとおり一般質問を行います。

質問事項1、津別町複合庁舎建設設計画等まちなか再生計画の見直しについて質問いたします。

津別町複合庁舎建設等まちなか再生計画は、平成30年7月に策定され、この計画に沿ってこれまで7年間事業が推進されてきました。

計画では、主に庁舎建設に関する進め方について示されており、その後の計画推進にあたっては個別に検討していくとの説明となっており、コミュニティゾーンの整備に際して新たに「市街地総合再生基本計画」が策定され、昨年度をもって核となる施設の大通棟と幸町棟が完成したところですが、住民とのコンセンサスを形成する過程においては齟齬が生じ、糸余曲折の末であったことは記憶に新しいところであります。

そこで、以下の点についてお聞きしたいと思います。

①本計画の今後の進め方を見直し、町民に考えや進めしていく手法を示すべきではないのか。

②町長の任期も1年余りとなったが、任期中に「にぎわいゾーン」「ようこそゾーン」の構想は具体化するのか。

③特別養護老人ホームの建設位置が確定したことにより「福祉・住宅ゾーン」の構想に変更の必要はないか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 佐藤君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、津別町複合庁舎建設等まちなか再生計画の見直しについてお答え申し上げます。

はじめに、本計画の今後の進め方を見直し、町民に考えや進め方の手法を示すことについてでありますけれども、津別町は急速な人口減少、少子高齢化、商業機能の低下、空き家・空き店舗の増加、そして地域活力の減退により、まちなかの賑わいが低

下していました。

このため、平成 27 年度より、まちなか再生事業を始動させ、筑波大学との共同のもと、まちなか再生の持続可能な施策に対し調査研究を行うとともに、「まちなか再生協議会」を中心にコンパクトなまちづくりや商業施設の複合化、空き家対策など、まちなかの活性化に向けた議論を重ねてきました。

本計画は、「第 5 次津別町総合計画」や「津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる中心市街地のまちづくりの方向性を同一にしながら、平成 30 年度を始期とする 10 年計画の「津別町複合庁舎建設等まちなか再生基本計画」として策定し、計画の一つ一つを実行してきたところです。

昨年度をもって大きく核となる部分は終了しましたが、計画当時において予想し得なかつたこととして、物価の上昇による工事単価の大幅な値上がりがあります。したがって、今後新たな建築物を建設する際には慎重に検討する必要があり、また計画にある建物やゾーンは、そのままとして良いかも含めて検討する必要があります。こうしたことから、まずはここで考える時間を設け、計画を見直しすることについて、今年のまちづくり懇談会のテーマの一つとして町民の皆さんと率直な意見交換を行いたいと考えております。

次に、私の任期中の「にぎわいゾーン」と「ようこそゾーン」の構想の具体化についてですが、これも先の状況の変化を十分考慮しなければならないと考えております。「にぎわいゾーン」には津別マルシェや温浴施設を想定していますが、建築費を考慮すると熟考が必要であり、「ようこそゾーン」は周辺の店舗の解体が進んだことからどのように設置すべきか、これもしっかり考える必要があり、私の任期中において改めて構想がまとまったとしても実施については現在のところ明確にお答えすることはできません。

次に、「福祉・住宅ゾーン」の構想の変更についてですが、計画では歩いて暮らせるまちなか居住の拠点として、高齢者向けの施設などを想定していましたが、これも建築費に対する考慮が必要であるとともに、旧保育所施設は手をつなぐ育成会と公設民営塾が使用していることから、施設の解体には代替施設の検討が必要になります。こうしたことから、このゾーンについてもあるべき方向性を改めて検討しなければなら

ないと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 6番、佐藤久哉君。

○6番（佐藤久哉君） [登壇] 結論から言いますと、見直しをされるという答弁ではなかったかなというふうに思っております。町長のお答えの中では、まちづくり懇談会で町民の皆さんに見直していく上で参考となるご意見、意見交換をしていきたいということですけれども、その後のことがあると思うんです。まちづくり懇談会で計画が出来上がるわけではないですから、その後、内部協議ですとか、前回のようにコンサルですとか、あとは町民の委員が入った協議会のようなものをつくって、もう一度計画の見直しをしていくのか、個別の計画の協議会をつくっていくか、そうした手法が考えられると思います。

建設費の高騰はもちろんですけれども、やはり時期がたって、まちなかの変化というかそういう部分もあります。経済の変化もありますから、見直していくことはまず町長と共に認識が持てたなというふうに思っております。

実は、複合商業施設をつくる時に、ちょっと私も自信がないんですけども、令和元年の9月か令和2年の9月にコンサルを雇って市街地総合再生基本計画、当時はそういう名前ではないんですけども複合商業施設をつくるためにコンサルに対して補正予算を600万円ぐらい上げた時に、私質問したのを今でも覚えています。庁舎をつくった時に、次の段階に進む場合は、また町民の皆さんと一緒に協議をしながら複合商業施設を進めていくという話だったんですけども、いきなりそういったプロに頼むのですかという話をした時に、町民の皆さんに相談するにしても、たたき台になるものがなければできないので、やっぱりコンサルの方を使って、複合商業施設の構想をまとめたいということで、まちなか再生計画の時は主に庁舎のことであって、庁舎が一段落したところで次のコミュニティゾーンの所を新たにコンサルに頼んだという経緯がありました。

できてきて、そこから、やはり計画が先行したというか、町民のコンセンサスをとるのに大変苦労した。最初にこうしたものが複合施設として、商業施設として必要だということを町民の方にもっとアピールして理解を得ていれば、私はあの後そんなにもめなかつたのかなという後悔があります。

ですから今回、7年たって新たな施設をつくっていくにあたっては、ぜひ町民の方ときちんと話し合っていくことが大事なのではないかなというふうに思っております。

そんな中で、実は②と③の質問につきましては、①は見直しをしていただくということの答弁が前提でお話をいたしました。

②の「にぎわいゾーン」「ようこそゾーン」について実際に話し合っていくわけですけれども、町長、ここで町民の懇談会等をやった後、どういった形でこの構想をとりまとめていくというか、再計画というか、そういうことをされる考え方のお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それを決めるために、まずは話を聞こうというふうに思っています。

計画した、皆さんのアンケートに基づいて必要なものというのも揃えてきたつもりでおりますけれども、状況がこういうふうにここまで建設費が高くなってきた状況にあります。過日の新聞でも月形町さんが、今、各北海道、全国的にもそうですが人口減少で小学校と中学校が古くなってきたので一貫校として1校として建てていこうということで進めている町はずいぶんあります。その関係で今回、給食センターの補助金が最初につかなかったというような経過にもなっているわけですけれども、それにしても月形町さんの場合で恐縮ですけれども、新聞報道によれば、やはり建設に断念したという、あちこちほかにも耳にしますけれども、やっぱり60億円とかそういう金額が示されてくると、そう簡単に建設までもっていけるという状況にはないかなというふうに思います。そういったことも、この状況の大きな建設費の増加という、それと建設業協会で働く人たちの圧倒的な減少も含めて、非常に大きな問題になってきている中で、もしかすると「まちづくり懇談会」の中で、「町長、もういいんじゃないかな、これで」と言われる方もいるのかもしれません。「やっぱり、これは進めてほしいな」という方もいるかと思いますし、「もう少し縮小していくべきじゃないのかな」とかさまざまな意見が多分出てくるのではないかなど。これまでできたものに対しての評価も聞いてみたいなというふうに思いますし、そういった中で、今の計画を少し手直しして進められるものなのか、あるいはまたコンサルも選んで、そして、

そことまたもう一度がっちりしたものをつくり上げていくべきなのか、その辺の判断をする上でも、今回のまちづくり懇談会、来月からは始める予定をしておりますけれども、お話を率直なところを聞いていきたいなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 6番、佐藤久哉君。

○6番（佐藤久哉君） [登壇] 町民懇談会を参考として今後の進め方を考えていくというお話です。町民懇談会、町長が直接、住民の方と話される大変貴重な機会だとは思いますが、参加者は延べにして多分150人から200人ぐらいの間で、大体170人か180人かと記憶しております。有権者人口の5%ぐらいのところだと思いますが、それぐらいの人数、確かにそこは町政に関心のある方がどちらかというと来られて、全く興味のない方が来るという人数は結構パーセンテージ的には少ないのかなと思いますので、貴重な意見は聞けると思いますけども、やはり私は、もしこうしたもので意見を聞いた後でいいんですけれども、すっきりさせるためには無作為のアンケートをやったほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。やっぱり、あの場で意見を言うことはなかなか難しいということと、それから状況が変化している、例えば建築費が高騰しているといわれても、自分のまちづくりの中にそのことがどう関わってくるのかということはピンとこない場合もありますから、きちんと状況説明した上でのアンケート調査のようなものでしたほうがいいというふうに考えますが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 改めてのアンケートというのは、計画を策定する上では必要な部分も出てくるかと思いますけれども、そこまでは今のところ考えておりません。

前の質問の方にもお答えしましたとおり、今年は住民満足度調査の年なんです。調査をやる。それに項目を一部加えるということは十分可能ですので、それは、ぜひ、したいなというふうに思っています。まちづくり懇談会は、やっぱり対面での話ですので、人が少ない、多いというのを気にしていたら、何もできませんので、集まって来られる方に、率直に、やっぱりこう話したらこう返ってくる。また、それに対してこう話すと、こういう話が戻ってくるとか、そのためにやっているわけとして、過去には1人しか来なかつた所もありますけれども、そうではなくて、そのことにやっぱ

りたくさん来る所もありますし、少ない所もありますけれども、自分が進めている一つの手法ですので、それを今年活用して、今これからどうするかというところの参考意見をぜひお聞きしたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） 6番、佐藤久哉君。

○6番（佐藤久哉君） [登壇] まちづくり懇談会を否定するものではなくて、私は補完する意味でアンケート調査のようなものを一緒にやって、強化していったらいいんじゃないかというような考え方ですので、意見として申し上げておきます。

ちょっと個別の話に入りたいんですけども、実は、先ほど言いましたまちなか再生計画、市街地総合再生基本計画どちらも「ようこそゾーン」や「にぎわいゾーン」についてはあまり触れていないんです。市街地再生計画、この町長の答弁の中に、例えば「にぎわいゾーン」ではマルシェや温浴施設と答弁されていましたけれども、市街地再生基本計画の中では、マルシェについては語られていても温浴施設についてはトーンダウンしているんです。というかダイジェスト版なんかには全然言葉も出てこないということで、それは温浴施設について、少し疑義がある意見が途中の議論の中であったことでだと思うんですけども、しかし温浴施設じゃなくても、現在の公衆浴場の老朽化を考えると、やはりどこかでそうしたものが必要になるので、全く新しいものを建てるんじゃなくて、そうしたもののが建て替えの際に一緒に考えていこうというような考え方で、確かに再生計画の時は話が進んでいたと思うんです。その時は、まだそれこそ最後のほうの計画ですので、10年以上先の話を議論していたことですので、そうしたような話の流れになったと思うんですけども、先ほど申されている、建築費の高騰ということを考えると、先の給食センターが、6億円が10億円になったわけですから、温浴施設も同じことを考えると、多分10億円を超えるということになってしまふのであるならば、こうしたものをやはり慎重に審議していかなければいけない。そのためには、やっぱり町長が言われたような手法をとりながら、町民の皆さんと一緒に意見交換していくながら「にぎわいゾーン」の形成を考えていかなければいけないと思うんですけども、逆に、「にぎわいゾーン」自体のこの計画 자체をこのままずっと継続していくかどうか、遂行を継続していくかどうかということを町民の皆さんから意見をいただいて、ならない場合もあるのかもしれませんけれども、やるとすれば、

やはりここで当初予定していたマルシェですか、その、にぎわいを創出する仕組みづくりについては、少し検討していかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

一応、計画では令和9年までの計画になっておりますので、もう来年あたりに、例えば実際、キッチンカーですか、移動屋台ですか、そういうたのを使ってさんさん館周辺をやっていくのがいいのか、それとも、ちょっと時代というか、その計画当初から変わって、今、幸町通りのほうがそうしたことに向いているのではないかとか、そういうことになれば、そちらのほうに考えていくことだと、そういうことの検討は、やはり今、まちづくり懇談会を終えて、その後、やはり役場というか行政のほうで多少揉んで、そうしたことを協議するような場をつくっていかなければならぬと思うんですが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） その先には、そういうこと、場所というのは当然出てくると思いますけれども、まずは、ちょっと話をやらせていただきたいということあります。

計画には出ているものが、このまま本当に必要かどうか。1回目の答弁で申しましたとおり、「ゾーン」というのはここでいいのかどうか。もういらないのか。そういうことも含めて、大方のところは大体終了したかなというふうに思っているんですけども、後、残された部分、それは新規に何か違う発想というのが出てきているのかも含めて、このまちづくり懇談会というのは自治会単位のやつばかりではありませんので、若いお母さんたちとの集まりだとか、障がい者の方だとか、若い青年層の話し合いだとかっていうのは別のそういう自治会だけではなくて、別に設けてやつておりますので、できるだけトータルでいろいろ話を聞きながら、進めていきたいなと思っています。

○議長（鹿中順一君） 6番、佐藤久哉君。

○6番（佐藤久哉君） [登壇] これから、そうした意見を聞いて考えていくということなんですけれども、ちょっと、あと二つほど町長の今の頭の中を教えていただきたいと思います。

一つは、今言いました「ようこそゾーン」については、二つの計画の中では小公園ですとか、シンボルですとか、そうしたものを町の中に設置していきたいという考えだったんですけども、今のところ全く何も手がついていないですし、そうした動きも無いわけです。特に、ちょっと動きがあると言えるのかどうかわからないんですけど、高校生たちに統一デザインの看板の依頼と、あと津別高校の看板、そうしたものはやってみないかいと言って、彼らは回答してくれましたけど、肝心の大人たちの、こうした考えの集約はされていないわけです。当然これからやっていくのであれば、一気呵成にやっていくことになるのかもしれませんけれども、実は、この統一デザインの看板ですか、案内板というのは、第5次総合計画のキックオフシンポジウムの時からずっと話題になっていて、ある意味で懸案事項だと思うんですよ。今、町長の頭の中で、この看板と、それからこの「ようこそゾーン」の内容について、あまり計画の中には示されていないものですから、どういうふうにお考えになっているのか、また、その町民に懇談会とかでも聞く聞き方があると思うんです。「こんなことを考えているんだけど、どうでしょうか」とかという、そのこんなことを考えているという部分があれば教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） この間もH A L C C の人たちが高校生と一緒にになって何回も町歩きをしたりとか、ワークショップをしたりとかということで提案書を出してくれたわけなんですけれども、そこには「ようこそゾーン」の看板も2種類出たりしておりましたけれども、看板だけつけても、それでいいものかという。それだけアピールすれば、それでいいというふうなこともあるかと思いますけれども、本当は、できればもうちょっと、あそこ縁もあって三角地帯、五差路の所がどっちから入ってきても見えるような形のものができればいいなというふうには思っていますけれども、そこにはまた土地、建物を譲っていただきかななければならないことも出てきますので、そういうことは簡単にできる話ではありませんので、今までこういった所を全部つくる上で、固定資産税の価格どおりで買わせていただいたりとか、それから、お互いに壊しあって、そして交換しましょうとか、そういうやり取りでできていますけれども、今後も何かつくっていく上で町有地に建てるのには問題ないと思いますけれども、そ

ういったものを引き続いて理解していただけるかどうかというのも含めて、一つ一つ踏んでいかないとならないものがあるというふうに思います。

僕は10年というのには特にこだわってはいませんし、その中で当然できること、できないことってありますので、残りの3年間、そういった中でできることを進めいくというふうに思っています。

ですから、あそこの「ようこそゾーン」はこういうイメージだというのは、看板だけは承知しておりますけれども、その先こうしていくというのは特に構想の中にはありません。

○議長（鹿中順一君） 6番、佐藤久哉君。

○6番（佐藤久哉君） [登壇] 五差路の所、ちょうど二つの道道、それから国道両方、五差路の所は交通の本当、交差点としてはたくさんの車が通る所ですので、そこを津別町のお出迎えゾーンとしてやっていくことはいいことだと思うんですけども、やっぱり、そのところの構想が10年前にあそこの所を何とか津別町に来たら、「津別町っていいね」と思ってもらえるような場所にしていこうという考えがそこで発想されて、今10年たってやる時に、また一から出直すんじゃなくて、やはり何か心の中に持っているものがあるのかなと。私も私なりに心の中に、毎日、家の前ですから眺めますので、「ここが、こんなふうになればいいよな」という思いはあります。ありますけれども、そうしたものをやはり皆さんから意見を聞いて、これから実際、実行されるかどうかわからないんですけど、こうだったらいいよねという意見だけは何とか任期中に取りまとめていただければなど。任期中って、この後6期目もあるのかもしれませんし、それはわからないんですけど。とりあえず4年任期の間に取りまとめていただけがいいのかなというふうに思っております。

特別養護老人ホームの件ですが、ここに当初、消防署、それからこれから予定されているケアハウスのそばと2カ所候補地があって、結局、達美のほうが選ばれたので、「住宅・福祉ゾーン」として、あそこ特養とシルバー住宅が並ぶということはなくなりたと思うんですけども、今お答えを聞くと、旧保育所の取り壊しが難しいということですけど、旧消防の取り壊し分ぐらいで用地としては確保できるのかなと思うんですけども、そもそも「住宅・福祉ゾーン」という所に私が思っていたのは特養と

シルバー住宅が並ぶと思っていたんですけども、シルバー住宅がぽつんとあるだけでは「住宅・福祉ゾーン」という位置づけになるのかどうか、その辺も考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 「福祉・住宅ゾーン」と言っているつもりなんですけれども、その前に、ちょっと「ようこそゾーン」でいけば、例えば花壇だとかいろんなことが、ちょっとこぎれいに見せるためには、どこの町でもやっていますので、そういうものもあればなというふうに思いますけれども、でも現実には、それを誰が管理していくのというのはなかなか手を挙げる人がいないというのも、また現実、今進んでいる町の実態だというふうに思います。ですから、あまり手がかからないものということも一つの考え方になっていくのかなというふうにも思ったりもしているところです。

「福祉・住宅ゾーン」については、あそこに特養というのは後で出てきた話だというふうに思います。そもそも、あそこに高齢者住宅をつくっていくということが最初の構想であったというふうに認識しておりますけれども、それが要するに、歩いて商業施設もつくられていくので、歩いて買い物ができるようにということなんですが、その後で特養の話も出てきたので、古い消防庁舎もあるし、あの一帯で一つ候補地としても構わないんじゃないかということと、もう一つ町有地としてある達美の部分、それは選択として経営をされている法人のほうに提示をして、結果的には達美を選んだということですので、それはそれでよかったですというふうに思いますけれども、今の所をそのまま高齢者福祉住宅として建設していったほうがいいのかどうなのかというのは、まだ多分いろいろ発想も出てくるのかなというふうにも思いますので、あるいは併設するだとか、いろんな考えも出てくると思いますので、町民の方もアイディアを話したい人は結構いるんです。ですから、そういうことにもちょっと耳を傾けて、あそこにそのまま計画どおり行くべきか、あるいは、そこから今度立ち退かなくちゃならない人たちも現実にいるので、それをどうしていくかというのもやっぱり同時に考えていかないとならないかなというふうに思います。ですから、ちょうど先ほど高橋議員さんと教育長が児童館のお話をされていましたけれども、聞いていまして、あそこの建物は複合施設に実際にはなっているものですから、児童館だけではな

くて、加工センター、それはじやあどうしていくんだということと、それから1階の所には昔吹き抜けで駐車場がありましたけれども、壁をつくって今書庫になっていますから、そこにたくさんの書類が入っているんです。そこを今度、どこに持っていくのかだとか、いろいろあるものは一つのもので整理できない状態がありますので、ちょっとこう複合的に考えて、ベターな方法を皆さんと話し合っていきたいなと思っています。

○議長（鹿中順一君） 6番、佐藤久哉君。

○6番（佐藤久哉君） [登壇] 「福祉・住宅ゾーン」順番間違えて申し訳ございません。

ちょっと1点気になったんですけど、高齢者住宅を建てる場合、併設も考えられるというのは、何との併設を考えられるということなのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それはそうなるということではなくて、例えば出ていかなくちゃならない人たちがいますので、そこと一緒になる施設というのも可能なのかどうなのか。廊下でつなぐだとかいろんなことが考えられる。そんなことは全く考えないほうがいいこともあるかと思いますので、今、私が併設を考えているということではなくて、そういうことも出てくるのかもしれないということです。

○議長（鹿中順一君） 6番、佐藤久哉君。

○6番（佐藤久哉君） [登壇] すみません、ちょっと話が見えなかつたんですけど。出て行くというのは、併設というのは、そもそも場所はどこなんでしょう。併設されるその施設の場所というのは。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今、お話をされたのは、あのゾーンの中で、何て言うんですか、今の計画では高齢者住宅になっていますよね。そこには今、入っている人たちが保育所でありますよね。そこと一緒に建物にするということもあるんじゃないですかということです。

○議長（鹿中順一君） 6番、佐藤久哉君。

○6番（佐藤久哉君） [登壇] いずれにせよ、こちらのまちなか再生計画の見直

しがされるということで、この後、まちづくり懇談会等で町長が聞いて、どういう意見が集約されるのかわかりませんけれども、またその段階で、これから計画について私ももう一度町長と意見を戦わせたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

質問事項の2、バス無料乗車券交付事業とタクシー利用助成券についてお聞きします。

町で実施している「バス無料乗車券交付事業」と「タクシー利用助成券」について、以下の点について伺います。

現在、バス無料乗車券交付と、タクシー利用助成金の交付手続きが別々の窓口で行われているが、75歳以上の方の受付と一緒にできないか。

2点目、75歳以上のバスの無料乗車券とタクシー利用乗車券の発行枚数を、利用者のニーズにあわせて相互に振り替えることはできないか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、バス無料乗車券交付事業とタクシー利用助成券についてお答え申し上げます。

はじめに、バス無料乗車券とタクシー利用助成券の異なる交付窓口を、75歳以上の方について一本化することについてですが、現在、バス無料乗車券は庁舎1階の保健福祉課で対応し、タクシー利用助成券は2階の建設課で対応しています。

これまで、階段の移動が困難な方などが来庁された際には、建設課職員が1階に出向くなどの対応を行っていますが、今後につきましては2課が連携し、まず1階の保健福祉課窓口で対応した後、タクシー利用助成券については、建設課職員が1階に降りて対応することといたしますが、今後所管替えも含めて検討してまいりたいと思います。

次に、75歳以上のバス無料乗車券とタクシー利用助成券の枚数を利用者ニーズに合わせて選択制とすることについてですが、この二つの制度はそれぞれ交付要綱を定めており、バス無料乗車券は、高齢者と障がい者を対象に昭和60年から制度を開始し、タクシー利用助成券は、日常生活における利便性の向上と経済的な負担軽減を図り地

域公共交通のより一層の充実に資することを目的に、令和3年12月からスタートし、いずれも利用者から一定の評価を得ているところです。

使用率につきましては、「とりあえずもらっておこう」あるいは「いつか使うだろう」という方が多いためか、令和6年度の使用率は、バス無料券が23%、タクシー助成券が49%であり、必ずしも高い利用率ではありません。

先に申しましたが、バス無料乗車券交付事業は、70歳以上の町民の方と障がい者とその介護者を対象に「無料券」を交付するものであり、一方、タクシー利用助成券交付事業は、75歳以上の町民で一定の条件を満たした方に「利用助成券」として1枚300円の券を48枚交付する事業です。こうした制度の異なるものを同一のものとして選択制にすることは難しいと考えており、それぞれ交付を受けられた枚数の中で、ご自身で工夫してご利用願いたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 6番、佐藤久哉君。

○6番（佐藤久哉君） [登壇] ①に関してなんですか、バスの無料乗車券は従来あったもので、タクシーの利用乗車券が新たに制度化されたわけですが、これがどうして違う窓口でやっているかというと、私は津別町地域公共交通活性化協議会、そこでいろいろな議論がなされて、課題解決事業の施策として花バスですか、それからタクシー利用助成券というのが事業として生まれてきたと思うんです。そうなると、その地域公共交通活性化協議会の担当であった建設課が、そのまま所管としてもったというのが今の流れではないかなというふうに思っているんです。所管替えも検討されているということであれば、ぜひそうしたことであれば、私は一本化していただきたいなと。どっちかというと、私は建設課のほうに一本化するほうが普通のかなと。バスとあわせて思っているんですけど、やはり住民のことを考えると1階窓口だなというふうにも思っております。ぜひ、ご検討いただければと思います。この件に関しては答弁はいりません。

②の75歳以上のバス無料券とタクシー券についてなんですが、最初、この質問をするときに、私いろいろ町が高齢者に対して行っている、高齢者だけじゃなくて町民に行っている行政サービスについていろいろ考えました。例えば入浴の優待券ですか、それからお買い物割引券ですか、いろんなサービスを町民に対してしていますけれ

ども、そうしたものを一括にする、例えばポイントカードをつくるて1万円分あげて、それを好きなのに使ってくださいというのならばまきだし、何よりも財政的な出動、目的違うものを全部一括の選択制にするということはできないだろうということも考えて、ですから今回、最初に頭に来たのは入浴の優待券なんんですけど、これはやっぱり目的が違うだろうなと。実はバスとタクシーに関しては何人かの方に言われて、私もそうだなと思って今回質問しているんですけども、確かに所管も違うし、目的もちょっと違うんですけども、でも75歳以上ということを考えると、どちらも高齢者福祉の日常の経済支援という部分では合致するのかなというふうに思っております。ここに答弁にあったように、1枚300円の補助券と、それから北見もしくは美幌だと思うんですけども、その料金にすればかなり差のあるものを交換するとなると、いったい何枚相当なんだとか、そういう問題も出てくるし、担当の所にいってお話を聞いたときにはつづり券になっているのに、つづり券を途中で切って渡すとか、そういうのって大変ですよねというんですけども。ちょっと話が飛んでみません。若いころ、よく役場にいってごねました。「役場へ来たらできない理由は説明されるんだけれども、どうやったらできるかということは教えてくれないよね」とよくごねました。できない理由を述べれば今回のタクシーのことでは、やはりこの答弁のようなことになってしまうと思います。ただ、住民が例えばバス券とタクシー券、余っているタクシー券をバス券に利用させてもらえば嬉しいなと思う人が多いのであれば、どうやったらそれが実現できるかなということを考えてみる価値があるんじゃないかなというふうに私は思うんです。住民の声が何人かと申し上げましたけれども、聞けば結構な数の方が反応されると思います。当該していない方はあまり問題意識を持っていないと思うんですけど、当該している方というのは、きっと結構そうしてくれたらありがたいねと思ってもらえるんじゃないかなと思いますので、町長、ここの私の今の考え方に対して、いかがお考えでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 町民の立場に立ってというのはそのとおりだというふうに思います。

これ、今さらに問題を複雑にしているのは、北見バスさんがまた方式を変えるもの

ですから、今年10月から、また1月から値上げということがあります。しばらくは、このバス券、ちぎってそのまま使えるような形ですけれども、カードになっていく時に、どういうふうに対応するのかというのは、今、北見バスの会社とも担当課のほうで悩みながらいろいろやっている最中ですので、そこに新たにまたタクシー利用券の話を混在させていくと、ちょっと大変かなというふうに思います。ですから、そういったところが少し整理をされてから、可能なのかどうなのが、また担当のほうでよく検討してもらいたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、佐藤久哉君。

○6番（佐藤久哉君）〔登壇〕 料金の値上げの件はもちろん承知しております、ですからタクシー利用券が4枚でよかつたのが、6枚ぐらいで交換かななんていうこともちょっと頭の中ではよぎったりしたんですけども、おっしゃるように今10月に改定になって、私もそれは委員会の中で伺っておりますので、これが落ち着いてからということでしょうけれども、少なくとも1回目の答弁を聞いている限り、もうそれは難しいという話よりは、もちろん行政のほうの効率というか仕事の都合もありますけれども、住民の方がよりよい、住民の方の幸せにつながるのであれば、こうした措置を考えてくれるような2回目の答弁のニュアンスではなかったかなというふうに思っております。

ぜひ、このことについて、バスの値上げのことが一段落して収まりましたら、もう一度検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

何かございましたら。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） あんまり担当のほうを急き立てるつもりはありませんけれども、いろいろ苦労しているのは聞いていますので、そういうところも変な形にして、後ミスが起きるだとかそういうことのないように進めていきたいなと思います。検討させてください。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 4時10分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、先に通告した件につき質問したいと思います。

子どもの人権を活かしたまちづくりについてです。

まず、子どもの人権とか言われるようになったのは、もう30年ほど前、国連機関で子どもの権利条約というのが日本でも批准されて、もう30年も過ぎています。ここ数年、子ども政策のことで、より子どもに寄り添ったというか、そんなことで変わってきてているのかなというふうに思い、その中の1、2点についてお尋ねしたいと思います。

全ての子どもの権利を保障する「こども基本法」が2024年6月に成立し、子ども政策の司令塔ともいべき「こども家庭庁」が発足しました。

未来の宝である子どもの最善の利益を第一に考え、子ども政策を社会の真ん中に据えた取り組みが推進されようとしています。

そこで大切なのは、子どものための政策を検討する際には、必要に応じて当事者である子どもや若者が意見を表明し、政策に反映できる仕組みが必要と考えます。

町長の考え方をお尋ねします。

また、「こども基本法」も「社会参画の機会の確保」や「子どもの意見の尊重」を基本理念としております。子どもの健やかな成長とともに自殺や虐待・いじめ・不登校・貧困など子どもや若者をめぐる問題が多様化し、深刻化している中で課題解決に向か、当事者目線を大切にすることは重要なことと考えております。子どもの話を聞く「場」をつくるということについて、どんなふうに考えているのかということ、この聞く「場」というのは、これもちょっと古くなりますけど、参議院が50周年記念の時に、「こども国会」というのをされたようです。津別でも一度、「こども議会」というのもされているんですけども、子どもたちの意見をあまり堅苦しくなく、常に聞けるような「場」という意味で、「しゃべり場」というのかな、そういうようなことでやっている町村も

あるように聞いております。そのような「場」ということなので、理解をお願いし、考え方をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 篠原さんの質問に対して理事者の答弁を求める。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、子どもの人権を活かしたまちづくりについてお答えいたします。

はじめに、子どものための政策を検討する際には、必要に応じて当事者である子どもや若者が意見を表明し、政策に反映できる仕組みが必要についてでありますけれども、大いに必要であると考えております。

令和4年に制定された「こども基本法」において、年齢や発達の程度に応じた子どもの意見表明機会の確保・子どもの意見の尊重が基本理念として掲げられ、こども施策の策定等にあたっては、子どもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方自治体に義務付けされました。

これを受け、令和5年に国の行政機関の一つとして「こども家庭庁」が設置され、その任務はこどもまんなか社会の実現で、子どもの意見の尊重を掲げ、子どもの意見が積極的かつ適切に子ども政策に反映されるよう取り組むこととしています。

本町においては、本年度に「こども家庭センター」を設置し、こども家庭庁が策定した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン～こども・若者の声を聞く取組のはじめ方に～」基づき、子ども・若者の意見が反映できる仕組みづくりに取り組んでいるところです。

次に、子どもの話を聞く「場」をつくることについてですが、令和5年第6回定例会の一般質問において、議員からこども家庭庁の発足にあたり、「子どもの視点、子育て当事者の視点で大切なことは積極的な対話や連携、共同が必要」とのご意見をいただき、これに対し、当時はちょうど「第3期津別町子ども・子育て支援事業計画」の策定年でもあったことから、「小・中学生を対象に意見を聞く場を設けることも検討したい」と答弁させていただいたところです。

しかし、実際には計画の策定にあたり、意見を聞く方法や体制について十分な協議

時間を割けなかつたことから、直接の意見や実態を聞く手段としては、「ヤングケアラーチャンネルに係る実態調査」を中学2年生と高校2年生に対して実施したところです。

こども基本法の基本理念の一つに、「自己に直接関係するすべての事項に関する意見を表明する機会、多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」とあることは十分承知しております。当事者である子どもの話を聞く多様な「場」づくりをすべきと考えております。具体的には、参加者の選定や人数、場のルールや進行など開催方法をさまざま検討しなければなりませんが、より意見を出しやすくするために専門的知識や技量を必要としますので、ファシリテーターの派遣要請など国の制度を活用しながら、適切な「場」づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 答弁書では、国の制度に則ったような形でのお答えであったかというふうに思います。

そもそも町の人というか、私たちも、それから子どもも「子どもの権利条約」ということについての理解というか、そういうのがどうなのかなというふうなこともあります。よそでもアンケート調査している所を見ると、そのことが周知されていない所が多いというようなデータもありました。

それで、こども家庭庁ができ、「子どもの意見を取り入れますよ」というふうに言つても、一、二度の広報ではなかなか理解ができない。この機会に、やっぱり子どもの人権というか、子どもの権利条約というのは、こういうものだというようなことを改めて、大人も子どもも理解する場になればいいなというふうに考えました。

意見を言うというのは、その次の段階かな。こういうことができるんだということ自体わかっていないんじゃないのかというようなアンケートの調査もあります。津別の実態はちょっとわかりませんけども、こども家庭庁ができるようになって、子どもの政策はここですといつて、いろんなことができてきたのは確かにそうなんですけども、この機会に子どもの権利条約ってこういうものだというような広報はできないでしょうか。

まず1点、お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それは、やろうと思えばできますので、検討させてください。

○議長（鹿中順一君） 2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん） [登壇] やろうと思えばできることだと思いますが、それが伝わらなければ、きっと意味がないんじゃないかというようなことで、権利条約の中にもいろんな柱があって、まず子どもの意見を尊重する、第一に聞こう、子どもの何というか利益が一番だよと言われても、子ども自体も私の利益は何が一番なのかということもなかなかわからないというようなこともあるんじゃないかというふうに思って、それから、もう何十年も国際機関で批准し、日本でもしているけども、なかなか浸透していかない。進んでいるところは結構いろんなことをされているんだろうというふうに思いますけれども、この機会に子どもにわかりやすい条約の解釈というか、そんなようなことがどこかの機関で出されればいいかなというふうにも思います。これは「ああ、わかった」と言って、四つの柱ですと言ってポンポンポンと四つ書いてポンと出して、それで終わりということにもならないかというふうに思いますけども、まず、いろんな情報がないと話し合いにならないということもあるので、2番目とも重なりますけども、意見を聞くというのには、子どもたちが意見を述べられるような情報が子どもたちのところにも出されているのかということも問題になってくるんじゃないかというふうに思います。

それで、この機会に権利条約のこと、子どもを大切にしている、子どもの人権を守っているというか、そういうことを第一に考えている町というようなことも、私は、ほかから見ると、それはすごい素晴らしい町なんじゃないか。お金でいろんな支援をしていますよということもそうですけども、それなく、お金のかからない部分でも、子どもの意見をきちんと尊重し、町づくりに関わっていますよというようなことは、私はすごく大事なことじゃないかというふうに感じて、今回、その中の一部ということで質問することにしました。

それで今、「広報ですか」と聞いたら、「はい、できますよ」というふうにポンと返ってきたので、内容については、こども政策に精通されている方とかもいらっしゃると思いますので、ちょっと時間をかけながら、一つずつ子どもに理解ができるよ

うな形で、そして、大人だけで町をつくっていっているんじゃないんだよと、子どもは、いずれこの町にかどうかわかりませんけども、ずっとこの町で大切にされているということが、先ほど言っているUターンとかそういうのにも私はつながってくるんじゃないかなと。だんだん子どもの数が非常に少なくなってきて、いろんなことができない不自由な場面もすごく出てきているんじゃないかなというふうに思っていますので、できるだけ、何というか、この部分では、どこよりもきちっと津別町は子どものことを考えていますよというようなアピールができるような広報ができればいいんじゃないかなというふうに思っていますので、ちょっとさっきの言葉に補足するような形での質問になりましたけども、そんな中で何か今、考えられていることがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君）住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君）私のほうから、先ほど町長のほうから広報ができるんだというふうな答弁がございましたので、広報の関係につきまして、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

今、篠原議員のほうからありました、子どもの権利条約の関係を知らしめるべきだとか、もう一つは、子どもの人権とはというふうなところにつきまして、しっかりと子どもにもわかりやすいような形で広報をしてはどうかというふうなご提案でした。

町長の答弁からも、できますよというふうなところもありましたので、そこにつきましては子どもの人権等々をつかさどるところにも確認をしながら、ぜひともわかりやすいように広報等、家庭全体に知らしめていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君）保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（兼平昌明君）ただいま篠原議員のほうからありました、周知の関係ですけれども、先ほど町長の答弁の中に、今回この子どもの権利に基づいて、こども家庭庁ができましたというようなところで、本町におきましても、子ども家庭センターの設立がなされたところです。まずもって、こちらの周知につきましては、現在、作成中で周知のほうは遅れているというところでございます。こちらのほう誠

に申し訳ございません。まず、その中で、こども家庭センターのご案内という形で現在周知する方法で進めております。そこにつきましては、当然ながら子どもを抱える親だけではなく、その当事者であるお子様も心配なこと、不安なことがあれば相談できますよというようなことがわかるようにチラシを作成しております。現段階で、町のこども施策の部分でいけば、どちらかというと業務自体も、支援をする方法側といいますか、養護、人権を犯されそうになっている方を支援するような業務が主になっているところでございますが、今、質問にあったように、何かしらその前段で、子どもが意見を出せる、当然ながら子どもが抱えている悩みも、子どもがみずから相談できるんだよというような、こども家庭センター向けのチラシをつくっておりりますので、それに向けて、今、周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 家庭センターも今年度の当初予算に出てきて、ざっくりした内容等については聞き、当時、家庭センターってどんなところみたいな感じで一部質問した経過もあったんですけども、何かそもそも言っている子どもの人権とは、なかなか難しい部分もあって、結局、相談する窓口もきっと、相談しやすくセットになっていなきやだめみたいのがあったりして、なかなかあれもこれもはできないんじゃないかというふうに思うので、今、こども家庭センターとかそういうのができて、仕組みだとか相談方法や内容等が出されるということなので、それに期待をしたいと思います。

やっぱり、まちづくり全般には、やっぱり大人だけでやるものではなく、やっぱり子どもは子ども目線でなければ気づかないことってたくさんあります。全くここで言うつもりはなかったんですけども、さっき女性の職員の方にも話したんですけども、さんさん館ができて、もう üzいぶんになります。私さんさん館に時々行くんですけども、さんさん館のちょっと大きめのトイレ、入り口のトイレじゃなくてホールにある所の大き目の所に、いつからかわからないんですけども、先月行ってみると、補助便座というのが置かれていました。ふと見た時に、きっとそこに子育て中の方が事務職員で入っていて、その不便さというか、そんなことを感じたんだと思うんです。だ

から、ちょっとわかんないんですけど、やっぱりその場でないと気付かない、感じないというか。私もトイレの質問をしたことがあって、ベッドみたいなのがあって、子どもを寝かせておいて自分がゆっくりできるみたいな方向に津別町はいくつもなっているんですけども、そういうふうに見ると、やっぱり子どもをお呼びするという、今日は3歳児健診ですか、2歳、1歳とか、ゼロ歳は使わないかもしれないんですけども、そういうようなところでも、やっぱり子どもを大切にしていると、ほんのちょっとしたことなんんですけども、そういうことって大事にされているんだなと思うかどうかはちょっと疑問ですけども、でも変えたということは必要だというふうに感じたんだと思うんです。ここで言うんじゃなかったけれども、やっぱり当事者でなきやわからぬことがたくさんあるというような意味で、ちょっと余談になりましたけれども、さんさん館に行って、そういうのができてよかったですと思ったんです。だから、まずは多分、役場には置いていないので、1階、健診センターはよく使われるので、そのトイレの一部には準備されたらいいんじゃないかなというふうに感じたので、あわせて当事者の声を聞くというような意味で、補足ですけども、そういうふうなことを感じましたので、お伝えしたいと思います。

それから、子どもの意見を聞くというようなことで、いろんなやり方、ルール等もあって、いいなと思ってもすぐできないかもしれません。ですけど、さっき町長のまちづくり懇談会の答弁等を聞いていると、自治会があり、それから女性があったり、若者があったりするから、ここに、ちょっと小学校のとか生徒会とか、児童会とかの役員の方がすぐ出でていけるというふうに言われるかどうかわかりませんけども、ついでにと言ったら語弊がありますけども、その中に一つ、子どもと身近に接してみる、話を聞いてみるというようなのは、プログラムをちょっと増やせばできることなんじやないかなというふうに思いますので、その点はどうでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） まず1点目のさんさん館の関係でございますが、さんさん館の関係につきましては、議員のご指摘のとおり補助便座が置かれているなどというのは、私も聞いております。そういった形につきましては、よかったですというふうに思っておりますが、あとは、そういった形の子育て世代につきましての要望等々

につきましては、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、今後、今年にあるまちづくり懇談会につきましては、コロナ禍も明けたことですので、従来どおり戻して、各広い層に意見を聞くというふうな場を設けようというふうに町長のほうから指示を受けているところでございます。

そこで、子どもたちの意見をというふうなところでございますが、子どもたちといいますか、高校生からは、いろんなご意見をまちづくりに対して、今HALCCというふうな形の高大連携の中でいただいております。

今回も、まちづくり懇談会の中でいきますと、担当のほうといたしましては、お母さん方、子育て世代のご意見を参考にしながら、まちづくりのほうには生かしていきたいというふうに思っていますので、ご理解いただけますようお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 追加でちょっとお話させていただきますと、今、さんさん館のお話も出ていましたけれども、実は似たようなことはまたほかにもあります、例えばキノスを改修した時に、その委員会でいろいろ意見を聞く中で、お母さんたちも入っていたりとか、それから、わざわざこども園のほうに出向きました、そこでお話を伺ったりする中で、特にトイレの改修については、ちょっとした子どもにおしつこをさせて、すっと靴を脱いで上がる、パタンと倒れるものを壁につけてほしいというお話も出て、そういうものもあるんだなということで、それは設置したりとか、そういう形で気づいたところは言っていただいて、こちらが気付かなかつた部分というのがありますけれども、そういう形で進めてきておりますので、そういうものがあり次第、また対応してまいりたいなと思います。

子どもとの例えまちづくり懇談会みたいなものは、これはやってやれないこともないかというふうに思いますし、実際には、ふるさと教育じゃないんですけども、中学校のほうで今やっているのかちょっとわかりませんけれども、町歩きをしたりとか、いろんな所、そこの町の当時のことを話してもらいたいということで、中学校の先生に呼ばれて私がガイドするということもやっておりますし、高校からもバスボイというんですかね、説明をしながら回って歩いたりとか、そういう話で質問を受けたりということをやっています。

昔、小南町長の時代だったと思うんですけども、こども議会も開催されたのも記憶しています。その中で、昔のもう取り壊した議事堂でやっていましたけれども、やっぱり、ああいうかしこまつてやると、先生たちにも後で聞きましたら大変なようとして、この子には何を質問させようかということで、その段取りというんですかね、そのシナリオをつくるというので、必ずしも子どもの発想したことそのものではなくて、その形態をとりあえずつくるということが、ちょっと結果的に目的になってしまわざるを得なかつたのかなという、そんなお話を聞いたこともありますけれども、やっぱり率直に子どもと意見交換をするというのは、年代にもりますけれども、小学校1年生とそういう場を持った時に、うまくしゃべれるかなというのは正直ありますし、5年生ぐらいなら何とか意思疎通できるかなとか、いろいろ考えたりもします。そういった意味で、さっきお話をいたしましたけれども、国の制度でも、一定の技量はやっぱり必要なので、派遣する人も制度として持っていますということですので、そういったことも活用しながら、必ずしもまちづくり懇談会ではなくて、要は、子どもの意見とか考えが出てくる場があればいいというふうに思いますので、努力をしてみたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん） [登壇] 場づくりも、それからお話し合いのもいろいろあるし、私も議員になっていたので津別町のこども議会の話は承知しています。本人が言っているんだろうか、誰がというような外野席ではそんな話もあったんですけども、今、私たちが小学校とか中学校時代よりも、もっといろんな情報がたくさん、瞬時に入るような状況になっているので、小学校1年生はちょっと無理かもしれないけども、高校生だと、もうすぐ社会に出てしまうし、HALCCがやられていることもよく承知はしています。だから小学校は無理でも中学生はかなりの考えを持っている子がいるのではないかというふうに私は思っているんですけども。もう中学になると、高校がここでなくなる子も結構いたりするので、津別町で就学している間というか、その中に何かやっぱり子どもにも人権もあるんだよ、人権の裏返しには責任もあるというようなことにもなるのかもしれませんけども、そういうようなことをお知らせするというか、そういうことも大事なんじゃないかなというふうにも言われています

すし、ちょっとどこの町だか忘れたんですけども、中学生に町が補助金、助成金みたいなのを出して、これを自由に使いなさいなんていうような所も過去に読んだんすけれども、あったようです。それは生徒会に、町の自治会に補助というか助成するのと同じように、津別中学校にこれだけの予算をあげますので、自由にというか、個人的じやなくて少しでも公になるような形でのお金の使い道をさせているような自治体もあるように聞いています。いいと思ってもすぐはできないこともたくさんありますので、まず、その子どもの権利条約等について知らせてもらうことと、できるだけ早い段階で子どもたちの意見を表明する場、その「場」をつくっていただけるようにお願いをしたいと思います。

何かありましたらお願ひします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先程申し上げたとおりですので、国の制度も活用して進めてまいりたいというふうに思います。

やっぱり、意見を出してもらうのには、こちら側もやっぱりそれなりの、ちゃんと向こうも喋ってくれるような、そういう会話の持つていき方というのも必要になってくると思いますので、やみくもに場所をつくっても、今日のは何だったのかなというふうに思われてもまた困りますので、進め方も含めて、こんなことでちょっと1回やってみないことにはまた前に進みませんので、やってみようかということで、これから担当のほうでもいろいろ企画がされると思いますので、私自身も覗いてみたいなどいうふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 子どもの人権を活かしたまちづくりについて、町長答弁等いただいたものを見ても、そんなに違いはなく、ただあと一步、一步踏み出すのに、どうしようかという段階かなというふうに思いますので、参考になる事例も幾つもあると思います。

ぜひ、そう時間がかかるないうちに、まず職員がどういうふうにしたらいいのかというのに、専門機関の人の研修を受けるということも一つの方法かと思います。

やっぱり、ずっと昔だと子どもには人権がないように言っていたような時代もあつ

たようにも思いますので、そうではないというようなこと。それから、もう時間がす
ごくたっているにも関わらずというか、あまり子どもの権利条約ということが周知さ
れていないというようなことだったので、この機会に一緒に勉強できればいいなとい
うふうに思っていますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） これで一般質問を終わります。

◎延会の決議

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

議事の都合により、明日9月18日の1日間は休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） 本日はこれで延会することに決定しました。

再開は9月19日、午前10時といたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時41分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員